

第6号 平成17年4月22日（金曜日）

[会議録本文へ](#)

平成十七年四月二十二日（金曜日）

午前九時三十六分開議

出席委員

委員長 赤松 広隆君
理事 谷本 龍哉君 理事 中谷 元君
理事 大谷 信盛君 理事 首藤 信彦君
理事 増子 輝彦君 理事 丸谷 佳織君
宇野 治君 植竹 繁雄君
小野寺五典君 河井 克行君
高村 正彦君 鈴木 淳司君
土屋 品子君 西銘恒三郎君
平沢 勝栄君 三ッ矢憲生君
宮下 一郎君 山下 貴史君
今野 東君 武正 公一君
鳩山由紀夫君 藤村 修君
古本伸一郎君 松原 仁君
赤羽 一嘉君 赤嶺 政賢君
東門美津子君

外務大臣 町村 信孝君
外務副大臣 逢沢 一郎君
外務大臣政務官 小野寺五典君
外務大臣政務官 河井 克行君
政府参考人
(防衛施設庁建設部長) 河野 孝義君
政府参考人
(外務省大臣官房外務報道官) 高島 肇久君
政府参考人
(外務省大臣官房審議官) 遠藤 善久君
政府参考人
(外務省大臣官房審議官) 齋木 昭隆君
政府参考人
(外務省大臣官房審議官) 兒玉 和夫君
政府参考人
(外務省北米局長) 河相 周夫君
政府参考人
(外務省領事局長) 鹿取 克章君
政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官) 大槻 勝啓君
政府参考人
(資源エネルギー庁資源・燃料部長) 近藤 賢二君
外務委員会専門員 原 聰君

委員の異動

四月二十二日

辞任 補欠選任
小野寺五典君 山下 貴史君

同日

辞任 補欠選任
山下 貴史君 小野寺五典君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

国際情勢に関する件

[このページのトップに戻る](#)

赤松委員長 これより会議を開きます。
国際情勢に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房外務報道官高島肇久君、外務省大臣官房審議官遠藤善久君、外務省大臣官房審議官齋木昭隆君、外務省大臣官房審議官兒玉和夫君、外務省北米局長河相周夫君、外務省領事局長鹿取克章君、防衛施設庁建設部長河野孝義君、厚生労働省大臣官房審議官大槻勝啓君、資源エネルギー庁資源・燃料部長近藤賢二君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

赤松委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西銘恒三郎君。

西銘委員 自由民主党の西銘恒三郎でございます。
今般の町村外務大臣の訪中について質疑をしたと思います。

去る四月の十七日、外務大臣の訪中、今般の日中外相会談は、双方が極めて重要だという認識では一致しておりますもの、お互いに国益を背負っての主張、私は報道を見ておりまして、双方の主張が平行線をたどったのかなという印象を受けました。

ます、今般の反日デモの状況等、いろいろな視点がありますけれども、事態が起こってしまった、まず現象としての被害の側面から私は質疑を始めたいと思います。

御案内のように、予想以上に中国における反日デモが拡大をしております、在外公館、北京の大使館や上海の総領事館の具体的な被害状況がどうなっているのか、御説明を賜りたいと思います。

元玉政府参考人 お答え申し上げます。

今先生お尋ねの、在外公館、中国にあります大使館及び総領事館あるいは大使公邸の損害状況でございますが、まず北京の中国大使館の事務所につきましては、九日の事件でございますが、ガラスの破損が二十六枚、ほか、卵の投げつけ等による汚損及び大使館事務所敷地内の外灯の破損というものが確認されております。

また、北京の中国大使公邸でございますけれども、九日の日の損害でございますが、物が投げ込まれたことによってガラスが三十八枚破損しております。また、敷地内の外灯ほかの外部施設が破損をしておるということが確認されております。それから上海の総領事館の事務所、これは十六日の抗議行動の際の被害でございますが、ガラス窓の破損が四十一枚、それから外壁パネル、特にインク等の投げ込みによる汚損及び傷というものが無数確認をされております。また、敷地内の掲示板あるいは事務所内のカーペットあるいはパソコンなどの設備も破損をして、また敷地内には多数のペットボトルや石が投げ込まれたものが散乱している、以上のようなことでございます。

西銘委員 私は、町村外務大臣が指摘しておりますように、デモの行為そのものを否定するつもりはない、そのデモの参加者が破壊行為をしていることが許されないのだ、外務大臣のお考えに全(賛同するものであります。今般の反日デモ行為によりまして、在外公館、北京の大使館、上海の総領事館、ただいま御説明がありましたように具体的な被害が出ております。これらの被害はウィーン条約あるいは国際法上どこに責任があると考えますか。そして、これらの被害を受けた具体的な損壊の状況を修繕する費用はどこが負担すべきであると考えますか、お答えいただきたいと思ひます。

元玉政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘の外交問題に関するウィーン条約、及び領事関係に関するウィーン条約というのは領事館の関係を規定するものでございますが、これらによって、国際法上、中国政府は、大使館や総領事館を損壊から保護し、公館の安寧の妨害といったことを防止するために適当なすべての措置をとる特別の責務を有しております。

今般、中国において、投石等の暴力的行為によって北京の日本大使館さらには上海の総領事館に損害が生じたことにつきましては、日本政府として、中国政府はこの特別の責務を果たしていないと認識しております。

したがいまして、日本政府としては、中国政府に対し、このような法的根拠に基づいて我が国大使館や総領事館に生じた物的損害の賠償を求めているところでございます。

西銘委員 今般の状況の中で、町村外務大臣と李肇星外交部長の日中の外相会談が展開されたわけであります。状況考えますと、町村外務大臣も中国の外交部長も、国益を背負っての大変厳しい状況下での会談であったと思います。

町村大臣にお伺いをしたいと思います。これらの在外公館の被害について謝罪を求めたとの報道がありますが、実際に町村大臣、現場で日中の外相会談を経験して、李外交部長がどのような表現を使って言及されたのか、御説明をいただきたいと思ひます。

町村國務大臣 十七日の午後、夕方から約三時間半にわたりました李肇星外交部長との話し合いをしたわけでございます。冒頭、この会談の重要性を指摘した後に、この過激なデモ活動についてこちらの方から触れたわけでございます。

我が方からは、これは既に四月十日の日に、私から王毅駐日大使に陳謝、損害の賠償、再発防止というものを申し入れておりましたので、デモは否定しているわけではないが、それに伴うこうした破壊行為というものはいかなる理由があっても認めることができないんだということを明確に申し上げたわけでございます。中国側は国際ルールに基づいて誠実かつ迅速に対応すべきであるということも申し上げたところであります。

これに対しまして、李部長は、まあこれは外交官のやりとりですから余り一言一句という形ですべてを申し上げるわけにはいかない部分もございますけれども、まず現下の問題については日本政府が台湾の問題とか歴史の問題等々で中国国民の感情を傷つけたということが一番の根っこの問題である、デモについては中国政府はいかなることも法律に基づいて処理をするということであるけれども、この根本原因が日本側にあるということを確認すべきである、こういう主張でありました。

そして、法律に基づいて措置しているのに過激な行為は認めないし、さらに日本企業、日本の公館の安全を確保し、拡大防止に努力をしているし、今後これからもそのような措置を講じていきたい、冒頭二、三分程度でしたでしょうか、この問題についてのこいいうやりとりがあり、結論はいええば、残念ながらこの部分についてはすれ違いに終わったということになるわけでございます。

その後、三時間以上これ以外のさまざまな両国間にある問題につきまして、特に私は、日中ではこれから共同作業計画というものををつつてよりよい日中関係を築いていきたい、こいいう積極的な、前向きな日中友好のさまざまな工夫、努力というものをお互いにやっていこうという話をし、それは大筋で先方と合意を見たということであります。

したがいまして、何か対立点ばかりが余りにも強調されるのは、率直に言って、今回の日中外相会談の全貌を必ずしも正確に反映していないと思うのでありますが、どうしてもメディアの皆さん方は対立点のみにニュースバリューがあるとお考えになるのか、そこばかりが報道されているというのは少々バランスを欠いた報道ではないかと、そんな印象を持ちましたけれども、冒頭にかなり厳しいやりとりがあったというのは事実でございます。

西銘委員 今般の日中外相会談、全般的な評価としては、両方とも今回の会談を極めて重視していたという点がありますけれども、その根本原因が日本側にあるということを確認すべきである、という主張でありました。

この強い意思の確認の成果かどうかはわかりませんが、最近の動きが出てまいりました。具体的な被害に関しまして、この被害を修繕したいという申し出があった企業、会社が出てきたという報道が出てきております。この点は、外務大臣は中国側に何らかの変化の兆しが出てきたと考えますか。どのようにお考えでしょうか。

町村國務大臣 日本大使館そのものは、これは借り家でございます。大家さんがいるわけでございます。他方、北京にある大使公邸とか上海の総領事館は日本国の国有財産、性格が違うということを実は私も今回の一連の動きの中で知ったわけでございます。

今、先方が言ってまいりましたのは北京の在中国日本大使館に関する被害について、いわば家主であります外交部の関連機関から無償で現状を回復する旨のお申し出があったわけございまして、こいいう対応をしたらいいのかということをお検討しているところでございます。

他方、大使公邸あるいは上海の総領事館、これらはさき申し上げたように日本の国有財産なものですから、これについての先方からのお申し出は何もないというのが現在の姿でございます。

いづれにしても、こいいう動きが出てきたということは、ある種の先方の誠意のあらわれと受けとれないわけでもないからというふうに見えておりまして、今後の彼らの対応をよ(見きわめて私どもの対応も考えていかなければいけないし、こう思っております。

西銘委員 政府としては、大家さんが申し出た修理と、大使公邸あるいは総領事館等々の日本が所有しているのなを一括して包括的に被害の補償を当然求めていくべきだと私は考えますが、外務大臣の見解を伺いたいと思ひます。

町村國務大臣 そいいう考え方で聞いてみるわけでございます。

西銘委員 ぜひその方針を強く願ってみたいと思ひます。

さて、今回の日中外相会談、町村外務大臣もその後、インドネシアのバンドン、アジア・アフリカ会議のバンドンに飛んだ聞いておりますが、今回の日中外相会談が来るべき日中首脳会談へとつながらなければならぬと考えております。小泉総理と胡錦濤主席の日中の首脳会談が、インドネシアのアジア・アフリカ会議、バンドン会議五十周年のこの会議で実現するかどうか、極めて重要なポイントだと思っております。日中首脳会談の実現の見通しについて、外務大臣にお伺いをいたします。

町村國務大臣 昨日夜、空港に飛び立つ前に、李肇星外交部長から、ちょうど今ジャカルタに着いたといふことと電話がかかってまいりました。具体的日程の調整は担当局長同士にやらせようという電話でございました。したがって、私の方からは、ではそいいうことにはいしましようということ、話し合っているようでございますけれども、つい今し方、この委員会がございまして直前の状況を確認したところ、まだきちんとした連絡がとれていないといふ調整がとれていないといふ状況で、まだ確定はしていないといふことよ

うございます。

私としたしましては、当然開かれるもの、こう思っておりますが、何しろ、それぞれ両国首脳の日程が大変立って来ているということもございます。ただ、きょう、あす、あさってと三日間、ジャカルタあるいはバンドンに両国首脳がいるという状況でございますから、その三日間のうちどこかでそういう時間がやりくりされるのではないか、こういうふうに思っているところでございます。

両国首脳が現状打開に向けての率直な話し合いをする機会をつくるということは大切なこと、こう思っておりますので、ぜひ会談は実現させたい、かように考えております。

西銘委員 町村大臣が、先方外交部長との三時間余る会談を通じて、包括的な話題の中でいろいろなやりとりがあったと思いますが、それらを総括的に判断するようい条件のもとで、大臣の感覚的なものとして、この日中の首脳会談は実現するというふうに見てよろしいでしょうか、非常に感動的な発言ではありますが、外務大臣の日中首脳会談を通じての総括として、首脳会談が実現するかどうか、いまだ一度伺いたしたいと思います。

町村国務大臣 十七日の外相会談の中でも、日中共同作業計画というものを順次固めていて、それを実行していくこと、その第一のポイントが、あらゆるレベルの交流を拡大していくではないか、首相レベル、外相レベル、いろいろな関係レベル、あるいは民間レベル、いろいろな形の交流があるということ、それらを可能な限り実現をしていきたいということについて、両国側それぞれ意見の一致を見たわけでございます。

その一番早い機会として、このアジア・アフリカ首脳会議の際における胡錦濤国家主席との話し合いの場をつくるということが必要であるということについても、また認識の一致があったわけでございまして、先方外交部長も、実現を重視している、胡錦濤国家主席に早急に報告して作業を進めたい、こういう発言があり、そういう形で先方の調整も進んでいる、こう思っておりますので、私は実現するだろう、こう考えているわけでございまして。

西銘委員 小泉総理の訪中は、調べてみると、二〇〇一年の十月の八日に訪中をしておりますが、それは日帰りの訪中であつた、その間の訪中は、

そして、今般、インドネシアのアジア・アフリカ会議での日中の首脳の協議、これは状況からしますと、総理は、敵対関係にあるよりも友好関係を発展させることが両国にとって重要だということの認識は訪中も全く同じであります、首脳間の交流としては、いつでもどこかの国際会議でするという形で、本筋としてはやはり首脳同士が両国を互いに訪問するというのが私は原理原則だろうと思ひます。

小泉総理がこれら、今般の会議は話してきて、いつの日か電撃的に中国を訪問する、こういう可能性は探るべきではないかと思ひますが、外務大臣、実際に首脳間の交流を実現させるためにはさまざまな多くのハードルがあるかと思ひますけれども、とにかく首脳同士が交流をするという一点に絞って、電撃的にでもいいから訪中をすべきではないか、そのことによって、今の日中間の、私はある意味危機的な状況のように感じられますが、打開をしていくべきではないかと思ひます。

外務大臣の御所見を賜りたいと思ひます。

町村国務大臣 先般の外相会談でも、アジア・アフリカ首脳会議以外にも、五月十九日に愛・地球博のチャイナ・デーがございまして、そこで兵備副総理が訪日されるという予定が立っております。愛知でか、あるいは東京都でか、兵備副総理と小泉首相との会談はまず実現できるもの、こう思っております。

また、万博期間中に温家宝総理の訪日招請するという総理の御書を渡しておきましたので、これについても先方は、真剣に受けとめる、こういう反応でございます。こういう形で、先方の総理の訪日というものを現実でできればいい、こう思っております。当然、日本の小泉総理が北京を訪れるということも必要なことである、こう思っておりますし、それが電撃的であるかどうかは別にいたしまして、しっかりと準備もしながら、そういうことが可能になるように、外務省としても最大限の条件の整備等々必要な外交努力をやるだけではないかと思ひます、かように考えております。

西銘委員 今の日中関係、この状況をぜひとも首脳間の訪問という形で打開をしていただきたいと思ひます。

外務大臣、外相会談が、どうぞできることから頻繁に開催して結核したいと思います。ぜひとも総理と主席の両国の訪問が実現するように、最大限の努力をしていただきたいと思ひます。

さて、残された時間で沖縄の米軍基地の問題について質疑をしたいと思ひます。

最近地では、マスコミ報道、また総理の関係者がいろいろな発言をされております。例の普天間の飛行場の移設先の問題でありまして、いろいろ可能性を探るといふ発言がある中で、私が知限り、政府の正式な答弁は、SAACOの合意の着実な実施、すなわち普天間飛行場を辺野古へ移設していくという答弁以外には全くありません。

マスコミ報道はさまざま出てくるのでありますが、どれも政府として、閣議決定、確定をした案にはなっておりません。地元では、もう辺野古への移設はなっている、あるいは不可能だという期待感ばかりが膨れ上がっております。現実私に国会の場で聞くことは、SAACO合意の着実な実施という答弁に終始をしております。

この辺のところ、小泉総理御自身も、毎日新聞によりますと、進まぬ辺野古ならやめたいというような報道がなされました。この報道については、去る三月十七日の参議院の予算委員会でも総理みづからが事実とございせんかと否定をしております。想像するに、普天間の移設がなかなか進展をしない、米軍側のプラストレーションがない、また我が国としてこれはSAACOの合意で確定した辺野古の案以外にさまざまな案は出さずすけれども確定したものが無い、こういう状況で進展をしないものと理解をしております。

私も地元国会議員としては、決めたことを着実に実施していく、これが危険な普天間飛行場を移設する現実の解決方法ではないかと感じているところであります。万が一に、報道にありまうように県外あるいは国外に普天間の飛行場が移設をされるのであれば、県民感情としては素直にはこれがありたいと喜ぶものではないかとありますが、我が国の安全保障を責任を持って推進していくには、大切な安全保障、知事の苦渋の決断という表現にも見られますように、決めたことを着実に実施していく以外にないものと考えております。

総理の発言等が報道されておりますが、外務大臣として、この辺の真意、いろいろな報道がなされている中で、現状についての大體の認識をお伺いしたいと思います。あるいは、普天間の移設がなかなか進展をしない、米軍側のプラストレーションがない、また我が国としてこれはSAACOの合意で確定した辺野古の案以外にさまざまな案は出さずすけれども確定したものが無い、こういう状況で進展をしないものと理解をしております。

私も地元国会議員としては、決めたことを着実に実施していく、これが危険な普天間飛行場を移設する現実の解決方法ではないかと感じているところであります。万が一に、報道にありまうように県外あるいは国外に普天間の飛行場が移設をされるのであれば、県民感情としては素直にはこれがありたいと喜ぶものではないかとありますが、我が国の安全保障を責任を持って推進していくには、大切な安全保障、知事の苦渋の決断という表現にも見られますように、決めたことを着実に実施していく以外にないものと考えております。

ただ、当初想定したもよりは時間が大幅に少なくなっているというふうな現実の問題も確かであるわけでございますが、それは手続として、全力を挙げて、平成十一年の閣議決定に従って、普天間飛行場の早期移設、返還に向けて全力で取り組むということにさせていただきます。

なお、並行して、今委員御承知のように日米軍の兵力構成の見直し協議が行われているところでございまして、総論といたしましてようか共通戦略目標というものは、今、さらにそれに基づいて、具体的な任務、役割をどうするのか、基地のあり方をどうするのかといったようなことについてもさまざまな議論が始められてございまして、その中でSAACO最終報告と内容でどこか接点が出てくる可能性は排除されせんというところも、これまで累次申し上げているとおりでございますが、現時点で何か具体的に決まっていることがあるかと申されれば、それは全く現状では無いということだけはつきり申し上げさせていただきます。

西銘委員 このような状況の中で、四月の二十日、地元の新聞報道で工期の短縮案というのが示されたようではありますが、防衛施設庁はこの工期短縮案についてどう考えておられますか、お伺いをします。

河野政府参考人 お答えいたします。

今般の御提案は、普天間飛行場を早期に移設、返還せたいとの立場からのものと受けとめております。当庁としては、基本計画に従って建設に向け作業を行うとともに、一日も早い普天間飛行場の移設、返還のため、できる限りの努力を行うことが重要な課題という認識のもと、工期短縮の可能性について引き続き検討している所存でございます。

西銘委員 辺野古沖のボーリング調査は難航しているようですが、一早いボーリング調査を実施することの現状について、近々できるか、あるいはもうちょっと時間がかかるか、どうなっておりますか、御答弁をお願いします。

河野政府参考人 お答えいたします。

ボーリング調査につきましては、気象状況や作業が安全に実施できるかなど現地具体的な状況を見極められた上で、昨年九月から開始をしております。ボーリング調査を始めるに当たりましては、調査箇所位置の確認とか海底の状況等、各種の準備作業がありますけれども、昨年十一月よりボーリング足場の設置作業を実施しております。現在まで六十三か所のうち四か所はボーリング足場を設置済みで、一か所は設置中でございます。

私どもとすれば、足場の設置作業を終えた箇所からボーリング機械による掘削作業に着手したいと考えているところでございすけれども、反対派によりボーリング足場が占拠されるなど、妨害行為も現実にあります、作業が安全に実施できないような状況が続いております。

いずれにしても、私どもとすれば、できるだけ早くボーリング作業に着手したいと考えて、日々努力をしているところでございます。

西銘委員 ありがとうございます。

赤松委員 次、丸谷住嶋君。

丸谷委員 おはようございます。公明党の丸谷住嶋でございます。

大臣におかれましては、中国への訪問、また本日より戻すす日口、それから各国際会議での御活躍、本当に御苦労さまでございます。きょうは、特に日中関係について質問をさせていただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

今回のお日中、特に反日デモから暴徒へ移っていく報道あるいは事実関係を見ていく中で、私が考えていることは、教科書問題を含めた日中の歴史問題に起因する、あるいは東シナ海のカス田の開発、そして日本の国連安保理常任理事国入りに対する中国側の反対等とあつて、中国側の感情が悪化しているのではないか、また、これはどちらの一方の原因というわけでもなく、すべてが複合的に反日デモと駆り立てていったのではないかとたうように指摘される方が多くいらっしゃいます。こういったことも事実でございます。しかしながら私は非常に残念なというふうにも感じております。三月の十四日に日中の全人代表の会談が終わりまして、その終了後に温家宝首相が、日中関係は中国にとって最も重要な関係の一つであつて、その日中関係の発展のために、首脳相互訪問の環境づくりを進めていく、あるいは友好強化の戦略的研究を外務レベルでしていく、そして歴史問題の適切な処理に努めていくとうことといたつたことを、中国側から首相の口からメッセージとして発信されていた。

こういった前向きなメッセージが中国から送られてきているにもかかわらず、日本政府は四月にこれといった形で、日本政府の代表であります外に外館のみならず、民間人あるいは民間の企業に対してこういった暴力行為に至つていたことを非常に残念だと思ひます。暴力行為自体は許されるべきことではないというふうにも憤りを持って報道等に接してあります。また、中国に責任はない等の中国側からの発言、こういった発言に対しては、日本の国民感情の悪化を招いたということも指摘せざるを得ないというふうにも感じております。

しかしながら、日本政府の対応でございますが、デモと破壊行為というものは全く別物として、国際法に照らして暴力行為、破壊行為に対してはしかるべき対策と補償を冷静に求めていった、この日本政府の対応というのは評価できるものというふうにも思ひます。

これだけ日中関係が悪化している中ではあつても、対話が必要との視点から、四月十七日、十八日の両日、町村外務大臣が訪中されまして、李肇星外交部長またトウカセン國務委員と会談をされ、また本日から開かれますジャカルタでのアジア・アフリカ会議五十周年記念首脳会議に向けて、小泉総理そして胡錦濤国家主席との会談の道を開かれるなど、対話の道を開きなかつた。この外交姿勢高く評価するところでございます。

まず、日本政府が、今回の反日デモ、そして破壊行為に至つていった、特に中国国民の動向について、なぜこういつた行為に走つていったのか、先ほど、いろいろな要因が複合的にあるものと思ひますというふうにも申し上げたけれども、これは特別新しい問題というものはありません。歴史問題に関する、国連安保理常任理事国入りし、我が国は以前から常任理事国入りに対しては強く意思を表明していたものでございまして、歴史問題はずっと抱えている問題でございます。こういったことも踏まえながら、我が国としての反日デモの要因というものをよく分析していらっしゃるのか、この点からまずお伺いをさせていただきます。

町村国務大臣 デモが起きた要因につきましては、李肇星外交部長の言によれば、現下の問題は日本政府が台湾問題、歴史問題、国際人権問題等と一連の中国国民の感情を傷つけたということであるという、先方政府の説明はそういうことでございました。デモをしている方々の様子については必ずしも正確にはわかりませんが、テレビの画面等を見ておりますと、確かに、日本の国連安保理常任理事国入りに対抗しようとするスローガンも何かあったようでございます。そのほか日貨排斥というふうな、日本の商品のボイコットでもいうふうな、そういうものをプラカードに掲げようというものもありました。

したが、まして、それが一番大きな原因なのかというのはいわゆるこれとあるかもしれませんが、特に、何でこの時期なのかということ、率直に言って理解しかねる点もあるわけでございまして。中には、これは私の意見というものは、報道されている意見では、これは日本の国内の国内的な不安定とか不正感とかそういうふうな、そういうものもある種のあらわれなどという解説をされる方もいらっしゃいます。これは私は、そのことではよくはわかりません。そういうものもあるかと思ひます。そういったことは私もよく承知をしております。そういったことは私もよく承知をしております。そういったことは私もよく承知をしております。

いずれにしても、いろいろな要因が複合的に作用してあつていふことになったんだと思ひます。しかし、デモはデモとして、中国の国民の動向でございますが、私どもそれは率直に受け止めなければならない、考えなければならないところもあるんだと思ひますが、ただ、そのことと今委員言われたような破壊活動あるいは邦人に対する暴行といったようなものを許すということは全くできない、それは全く別の次元の話として、そこは厳しく峻別をして先方にきちんとした対応を求めていくということが必要である、こう考えているところでございまして。

丸谷委員 ありがとうございます。

外務大臣が実際に訪中をされまして、今おっしゃいましたように、破壊行動に対しての日本の考え方、また補償、謝罪等の毅然とした発言をされた、こういったことを受けまして、中国側の方もデモ抑制の努力を見せ始めたというふうにも思ひます。また、対話によって補償の動きも見られてきたということは、これは評価すべきことであるというふうにも考えております。

今、大臣から御答弁いただきました。今回お話をした中で、今回のデモの背景には日本側の一部の歴史観が中国の国民の感情を傷つけている、こういったことと理由によってデモが起きているという発言が中国側からあつたということをおっしゃいました。本当にこの日中の歴史問題というのは非常にセンシティブなこととございすすけれども、今回外務大臣が会談をされた中で、日中の共同歴史研究をすすめていくという提案をされたことで、意見が一致したというふうにもお伺いしております。

しかしながら、この日中の実際に行われるであろう歴史対話あるいは歴史研究というのは本当に非常に難しい、どこから何を手始めにしていく、どこをゴールにしていくのかというのが非常に難しいものでもあろうというふうにも感じております。ちょっとその点について私の考えを述べさせていただきますけれども、例えば西イギリスのボードの二日間におきましては、一九七二年以降、二か国間以上で国際歴史共同研究ということが行われてきた。これはドイツ側からの働きかけがございまして、この二か国間には非常に重要な歴史があるわけでございすすけれども、そもそも歴史というものは一國の行動あるいはナショナルヒストリーへの必要以上に美化してしまう傾向があるということも十分に踏まえまして、進出が侵略かといったようなことにならぬよう、二か国間、ドイツとポーランド両国の関係史のような全体像を目指していったというふうなことが一つ例としてございすす。

また、ドイツとフランスの間では、二か国間ののみならず、お互いの歴史を学ぶ合うことにより相互理解を深めていくための活動というものも行われております。今、EUというの大きな一つのまとまりになって経済、文化の中で深い交流がなされているわけでございすすけれども、そのEU域内でも共同のEU歴史研究というものもなされている。実際に研究がなされたからといって、すべてが、各国が歴史を一つ共有しているというもので決まっていなくてございすすけれども、一つ、こういったドイツ、ポーランドといった取り組み、ドイツ、フランスの取り組みというのは非常に参考になるものなというふうにも考えております。

特に両国間の歴史、二か国間の一つの歴史の事実を焦点を当てて日本と中国の見解をともにするということも必要なこととございすすけれども、両国関係史というものも日中関係にとっては一つ有効な視点になるのではないかなというふうにも考えております。というのは、大戦時の日本の行動は、これは否定するものでございすすけれども、その後、中国が中国に対して行ったことと援助も日中間の両国関係史の一つになつていくわけでございすす。こういった部分はなかなか中国にとっては、特に若い人たちに知られていないのではないかと、今回のデモでも若い人たちが多く参加したということもあってそういうように思うところと、ぜひ日中共同歴史研究の中には日中の両国関係史という視点も入れてみてほしいかというふうな私は考えるわけですが、大臣、もし何か御意見がありましたら、ぜひお伺いをさせていただきます。

（委員長退席、大谷委員長代理着席）

町村国務大臣 今、丸谷委員から大変貴重な御所見をいただきました。日中の交流の歴史はもう二千年を超える大変長い歴史があるわけでございすすので、その間、さきの大戦の期間、大変不幸な時期があつた。しかし、その後、戦後六十年、日本はまさに平和国家としての道をしっかりと歩んできた。そのことに私どもは自信を持っているから、今回、安保理常任理事国入りということを自信を持って今主張しているわけでございすす。

そういう中で、なかなかこれは中国と国と歴史認識を一にする、共有するということは、正直言って容易なことではないわけでございすす。今委員がお触れになつたドイツとポーランド等のいろいろなりとも、私も詳しくは存じ上げませんが、真摯な研究が行われたと聞いております。

日韓では、御承知のように三年ほど、それぞれ学者、学識経験者が集まりまして、古代史、中世それから近代史と分けて、相当突っ込んだ議論をしていただきました。近々最終報告書まとまるというふうにも聞いております。特に、近代史の部分については、率直に言つてそれぞれの主張があり、何かページを超える膨大な報告書ができてくるというふうなことで、先般、ちょっと関係者の方から伺つたところであります。

一遍に日韓の間でも日韓の共通の歴史認識というものが急にできるものではないにしても、ある部分でも、少しずつでも共通の部分があつていくというところが大切なだろう、こう思ひまして、先般の日韓外相会談の際、引き続き、メンバーを入れかえて、また新たな目標をもうけてもらうというふうな提案も、先方からもそうしましうという御返事いただきましたので、日韓の歴史共同研究は引き続きやるというふうになつた。

日中の間とどういふ形にしているのか、余り最初から限定をかけるということは、私、かえつて何か一定の結論を導くための研究になつてしまつてはいけない、こう思ひますので、余り一定の限定を付せず、幅広い日中間のかかわり合いというのを、お互いに共通認識が持てる、そういう努力をしようという気持ちを持ちながら、しっかりと学識経験者の皆さん方で研究ができる場をつくりたいということと申し上げ、先方もこれに対して前向きに検討したいという返事があったわけでございすす。今後この問題はさらに引き続き両国間で検討を詰めていきたい、かように考えているところでございすす。

丸谷委員 今回のデモ、今週末もひとつ注意して見守つていかなければいけないと思つておりますけれども、近々中国では、五月一日のメーデーとして五・四運動の記念日など、今後のデモに対してインターネット上で呼びかけがある等の報道にも接しております。

今後のデモの広がりのようなのが懸念をされる中、中国政府あるいは中国の有識者から、こういったデモと破壊行為というものは別であるといったような抑制を求める声も出てきておりますけれども、今の外務省が何か今後のデモの活動について予測しているもの、情報入手しているものがあれば、お伺いをしたいと思います。

児玉政府参考人 お答え申し上げます。

政府、外務省としても、現在、先般御指摘の五・四運動の記念日に向けた動きを含めて、中国における今後のデモ活動に関する動向を注視しております。また、政府としては、インターネットその他の方法を通じて、情報の収集には鋭意日々努力をしているところでございすす。また、中国では、十九日でございますが、李肇星外交部長が当面の日中関係についての報告を行いました。その中で、許可されていないデモ等の活動に参加しないよう呼びかけを行ったと承知しております。こうした中国側の再発、拡大防止に向けた取り組みが実際に実効的な措置につながるかどうかは今注視しているところでございすす。

いずれにしても、政府としては、引き続き、中国側に対して再発防止を求めるとともに、中国におきます留邦人、さらには日本企業の安全と利益が損なわれないよう、必要な対応をとっていく所存でございます。

丸谷委員 民間の企業の間でも、営業停止等、非常に経済的なダメージも多くなつてきているというふうにも存じております。また、在外公館等の安全対策また注意喚起等も十分に行つていふ努力をぜひ引き続きしていただきたいと思ひます。けさ幾つかの新聞に、東シナ海のカス田共同開発協議へというような報道が出ておりました。この点について次にお伺いをしたいと思います。まず、日本政府は東シナ海のカス田共同開発問題で中国が提案する共同開発の協議に応じる方針を固めた

記憶をいたしております。トウカセン氏との間では靖国ということがはつきり話題になったことは事実でございます。ただ、幅広い歴史認識を含むという意味での問題提起があったことはそれは事実でございます。

台湾の問題につきましては、日中間の全般という中の範囲の一つとして先方からも問題提起がありました。しかし、この点については、これは日本共同声明で私も何回も触れているとおりだ、二つの中国であるとか、あるいは一つの中国一つの台湾という立場は日本は再三々々いってこれまでずっと繰り返しているラインを説明し、それについては、日本側の、三つの文書の文書と彼らはいともいいますが、原則を遵守してほしいという言い方で、この問題が非常に両国間で大いに議論になったのではないということだとしております。

ただ、彼らが、台湾の問題は非常に大きな問題である、これは日中間のみならず、例えば中米間においても、あるいは国際的な場裏において台湾の問題が非常に大きな問題だというのは、これはかたがとりの中国の主張であることを私どもはよく承知しておりますが、特に今回の中国外交部長との間で台湾問題で何物かすごく大きな議論になったということでは必ずしもございませんでした。

増子委員 靖国神社問題ではトウカセンさんから話が出たということでございますが、大臣、率直にもう一度お聞きしますが、やはり日本の総理大臣が任期中の間、もう間もなく小泉総理の任期もやってくるわけでありませうけれども、これは四年間の任期中一度も日本の総理大臣が中国に行かない、中国からも首腦が来ない、こういう不正常な関係というものがあるというふうなんでしょうか、海外で会ってはいないんでしょうか、

で、それから、靖国神社問題だけでなくさまざまな懸案がある、しかしそれはやはり二十二年の歴史の中で、特に戦後の中国の中ですうと日本が築いてきた関係をよりよいものにしていくためには、この四年間という空白は、仮に今後も任期中に行けなかったということになれば、私は、大きな、逆の意味で歴史に名を残す総理大臣に思っているんですね。ですから、未来志向とか、それは平和的な問題とかも含めて、これがこのままであっているのかという問題を私は大変危惧しているわけなんです。

靖国神社参拝問題、これは一政治家としての考え方で、しかし一國を代表する総理大臣としての使われ方がある意味ではしていかない、目的のために手段を選ばず、それは結局は独裁政治ということにつながっていくことは歴史が示しているわけであらうけれども、そういう意味では、やはり相互訪問できるようにあらゆる努力をすべきではないか、

それともう一つ、台湾問題、大臣、私はやはり日中間の関わり合いが非常に大きな問題として出てくるんだと思うんですね。これは日中間のみならず、中国から見れば台湾問題というのは結局は大変重要な問題であります。ですから、2プラス2の中でこの問題が明確にされたということについて中国側も大反発をしているわけでありませうけれども、これについては余り余りに判断をしないで、今後の日中間のみならず、やはり対北朝鮮、あるいは韓国、さまざまな問題にこれは必ず連動していくと思います。

これらの問題について、やはり外務大臣としてしっかりと小泉首相と話し合いをしながら、やはり小泉外交、すなわちそれはイコール町村外交と同じような形で修正をしていかなければ、日本の国益という問題からすれば大変な問題になってくると思いますので、ぜひこのところは率直に小泉首相と意見交換をされて、日本の国益のためにぜひ私はやっていただきたいと思っております。

最後に、靖国神社参拝問題、率直に総理大臣に進言するお気持ちはございませんか、と同時に、今これについて、そして破壊活動につながってしまった日中間、これはどうしても、日本も主張すべきことはきちっと主張して、この関係をもう一度正常にしていかなければならないと思います。

今後どう努力をされているのか、この2文を最後に答えたいので、私の質問を終わりたいと思います。

町村務大臣 靖国の問題につきましては、小泉総理がどう思っているかというところについてはもう累次お話をしているの、あえてそれを繰り返すことは避けたいと思います。私は、そういう小泉総理の平和を思う気持ち、二度と戦争をしない、そういう思いで靖国が靖国参拝をされるということについては、それをやめなさいとか、あるいは行かないというようにことを私は言うつもりはございません。

ただ、それによっていろいろな、今委員御指摘のようなさまざまな問題が確かに日中間で起きてくるということはきちんと総理にはお話しを、その上で今後どう対処するのかということについては折に触れて総理とも話をしているということをまず御報告させていただきたいと思っております。

それから、今後、日中間をどうするのかというお話であります。

私は、確かに靖国の問題について、日中両国首腦が異なる考えを持っているということこれは事実としてあるにしても、これは外交の用語でアグリー、ツアグリーという言葉があるそうでありませう。あるいはそれと都合のいいというふうにかみ表現のかなと思ったりもします。意見の違いは違いとしてその存在を認めた上で、しかし、たからといって、一つの問題でアグリーなのだからトータルの日中間が全部合意できない状態であるというのはいやほやほおかしなことであって、私は、この靖国の問題があるにかかわらず、日中間の全般的にも健全な形によりよき発展をしていく、こうした過激な行動というよりは健全な関係をつくるというために努力をしていきたい。

そんなことありまして、先般の外相会談では、温家宝首相の日中間を重視するという趣意は日本としても高く評価いたします。その上で例えば日中両国はともに国際の平和と繁栄の道歩む、お互いの経済発展は互いにとって好機であってこれは脅威とみなさない、日中間の共通利益の拡大を図っていく、こういう共通認識を持って今後日中間の関係の改善に取り組んでいってらうだろうということをお話をして、先方もそれについては同意をするということでもございました。

そういうことで、私はこういう基本的な考え方で今後臨んでいきたいと思っております。

今ちょっとメモが入りまして、先方は、外相会談の中で中国側から靖国について言及があったかということであったわけですが、確かに中国国民の感情を傷つけたものとして靖国というものがあつたというふうなことがあつたというふうなことを私さき記憶が定かなくて申し上げましたが、そういう発言があったことを、ちょっと先ほどの点だけ修正させていただきます。

増子委員 終わります。ありがとうございました。

赤松委員 長 次、今野東君、

今野委員 今野東でございます。

このところの日中あるいは日韓、日韓、いずれの関係についても外交関係が非常にぎくしゃくしてきていて、心を痛めているわけなんですけれども、私も、この日中間については、やはり首脳外交が目に見えるという意味での、何かの会議のついでに立ち話のように会うということではなくて、目に見える形で首脳外交というものがないというところがまず第一に挙げられると思います。

今の増子さんの議論の中で、目に見える形がありましたけれども、私も、やはり小泉首相がプッシュ大統領とはキャッチボールをするというような関係であるならば、胡錦濤さんとも、胡錦濤さんは何が好きなかわかりませうけれども、ピンポンとか、この間、去年の夏に中国に行って、政治協定会議のメンバーのある方にお会いしたんです、何か民族舞踊が胡錦濤さんもお好きなんだという話をしていっしょにしました。この間、リチャード・キアとダラスをして、小泉総理、喜んでいらっしゃいましたが、胡錦濤さんともぜひそういうシーンを思い出した。また、そういうことがある方を見れば、お互いの間にはさまざまな問題はあっても、しかし、首脳同士でこうやって交流しているんだから、いつか解決の糸口が見出せて、いい外交関係ができるに違いはない、国民はそういう姿を見て安心するのではないかと思います。

私も日中間についていろいろお尋ねしたいと思いましたが、時間の関係で、一つだけお尋ねください。

四月十七日、日中外相会談、町村大臣がいらっしゃいました、なまじ、大変お苦勞さまでございます。

このときに、産業化学兵器処理事業についても話し合われたようでした。これについて事業が進んでいることは承知しておりますが、この産業化学兵器そのものの処理ではなくて、さまざまな中国国内での工事等で被害者が出ております。この産業化学兵器による被害者への賠償ということについてはどのようにお考えでしょうか。

齋木政府参考人 お答え申し上げます。

事実関係でございますので、私の方からお答え申し上げます。

御案内のように、産業化学兵器の処理につきましては、日本政府として一日も早くこれを完了しなければならないということで、中国の国内におきます処理施設の建設を目指しております。このうちと中国側の国内の手続きでございます、なかなか進捗が思うように取れない状況でございますけれども、日中外相会談に際しまして、外務大臣から先方の李肇星外交部長に対しまして、ぜひこの事業を早く進めていくということ、ことしじゅうにはこの処理施設の建設に着手したいということも中国側の協力を求めたわけでございます。

これに対して先方から、中国側としてもこの事業を非常に重視してあるために、関連する中国の国内法、それからまた国際法、こういったことに基づきながら、日本側より協力して早期に解決していきたい、そういう趣旨の御発言があったわけでございます。

事故に対して今後被害が生じないようにするために、ぜひ私どもとしては、危険な状態にある産業化学兵器、できるだけ早く処理をなさいたいと思っておりますので、そういう意味では中国側と緊密に協力して対応していく所存でございます。

御案内のように、さきの第二次世界大戦でございますけれども、そのとと起因して生じております請求権の問題、これは委員も御承知のとおり、一九七二年の日中共同声明を出して、それ以降、請求権というものは法的には存在してはならないわけでございます。したがって、被害者の個人の方々に対して日本政府からの補償ということを私どもとして取り立てないという趣意は、それ以降にございまして、

今野委員 これは、それ以降に起きている被害者なんです、それについてどう考えているかということをお尋ねしたんです、もう一度お尋ねします、それ以降です。

齋木政府参考人 お答え申し上げます。

幾つか、中国の国内で、毒ガス事故が起きたことによりますと何人の方々も犠牲になられているという事象がございます、これに際しましては、私どもとしては、そのたびごとに、中国側とも十分に協議しながら、産業化学兵器の処理事業にかかわる費用として、例えばあるケースにおきましては、その費用としての金額をきつとお支払いして、これを中国側の方がそれぞれの被害者の御家族に対して支払う、そういう処理をするということによって、両政府の間で例えば文書で確認した事柄もございまして、

今野委員 そういう件もありません。しかし、日本国内でも産業化学兵器の被害者の方々が多い訴訟を起してございまして、こういう方々をそれぞれ裁判でそれぞれ対処して、政府は知らぬふりというのではなくて、何かこの事例の一つのファンドのようなものをつくり、そして救済をしていく、補償していくということが必要ではないかと思っております、そういうこと、私どもです。

齋木政府参考人 事故が起きたこと自体大変に不幸なことでございます、できるだけ事故が起きないように、私どもとしても、中国側の当局あるいは日本から派遣する専門家の協力を得ながら処理の事業を進めてきておるわけでございますけれども、そういう事故が不幸にして起きて、犠牲になられる方が出ましたときには、私も誠意を持って、どういふ形でそれぞれの御家族また犠牲者の方々に対して報いることができるかということを実際に検討し、そのたびごとにしかるべき方法で中国側とも御相談しながら決着を図っていく、そういう方法で取り組んでおるわけでございます。

今野委員 この段階ではその質問はこれくらいにしておきたいと思っておりますが、ぜひ外務省としても、どれくらいの訴訟件数が起きていて、どういふ被害が広がっているかということも、化学兵器処理のものだけではなくて、被害者の方々への補償関係をどのようにするかということも真剣に取組んでいただきたいと思っております。

さて、きょうは日韓関係を中心にお伺いしたいと思っておりますが、日韓関係もどうもまいってありません、芸能関係はさまざまな交流があって、ヨソ様に出かけた旅行に行くという方も多いようだけれども、しかし、残念ながら政治の関係はうまくいっていない、三月一日の韓国の大統領の演説以降、日中間を大きく変更してまいりました。この変化を大臣はどのように受けとめておいででしょうか。

町村務大臣 ことし、二〇〇五年、これは日韓関係正常化の四十年、また戦後が終わって六十年、それからさらに、日本によりよき韓国を保護強化するという条約のようなものを結んで百年、大変いろいろな意味で節目の年であるという認識を持ってあります。

そういうことあるものですが、日韓の関係をこの一年大切なこととしてよいものにしていきたいということ、ことを日韓友誼年という位置づけをして、さまざまな活動が始まっている中で、直接的なきっかけは鳥根県議会の鳥島の日の条約制定ということであったようにございまして、その、教科書問題等々もこれでありまして、私は韓国の教科書問題に対する主張が正しいとは思っておりますけれども、しかし、今委員御指摘の三月一日の談話、その後に続くNSCの声明、さらには国民への手紙という形で、中国側が急速に日中姿勢というものも本気で変わったのかどうか、まだ定かでないところがございます、少なくとも、彼らの表現がどういふものが大分従前には変わったのかという印象は確かに私も持っております。

そういう中で、私どももいたしましては、先般、日韓外相会談を行いました、その中で、問題点はまたこれもあるけれども、しかし、ジャル首脳会談は引き続きやりましょうというようなこと、あるいは、この友誼年関連行事等は粛々とやっていきたいと思います、大局的な観点から、日韓関係は未来志向で今後とっていくというではないかという基本的な方向については、それぞれ確認ができたのか、こう思っているところでございます。

率直に申し上げれば、確かにそれは竹島のことですけれども彼らの国民感情に火がついたということはあるにしても、何で急に日韓関係が特に韓国の国内の動きによってここまで変わったのかということについては、戸惑いもあるわけでございます。

しかし、私は、その際、日本側の外務大臣の声明というものを、声明ではなかった、談話でしたが、そういうものを三月十七日に出しましたけれども、その中で、韓国の皆さんの方の気持ちというものはやはりしっかりと重く受けとめなければならないということ申し上げ、その上、立て、課題があれは解決をしていくという姿勢を述べたところでございます。

そういう意味で、確かに日韓関係、このままほっておけば何とかなるという、そう簡単なものではないと思いますが、日中間と同様に、これからさまざまな努力をして、よりよい関係にまた戻れるように、さらに新しい発展ができるように努力をしていかなければいけませんし考えているところでございます。

今野委員 韓国の方々の気持ちを重く受けとめるということであれば、なぜこういうふうになってしまったのかということ、戦後処理の問題も含めて、本当に誠実なつき合いをしてきたらどうかということをごで立ちどまって考えてみる必要もあるのではないかとと思っております。

韓国政府では、非公開だった日韓会談の関連文書の一部が公開されて、そうしたことから、国内的にとる戦後処理の問題については、日本として可能な限り韓国側に協力するということではないかと思っておりますけれども、しかし、やはりそこからほおれば、やり残している問題があると思っております。今大臣がおっしゃったように、竹島あるいは教科書、靖国問題以外、どのような戦後処理の問題があるかと認識していらっしゃいますか。

町村務大臣 これまで日韓間でいろいろ議論になってきたこと、これにつきましては、まず基本的な関係は、一九六五年の日韓基本条約の法的な解決、整理がなされている、私どもはそういう認識でございまして、特に日韓間の財産・請求権の問題については、日韓請求権・経済協力協定で完全かつ最終的に解決が済んでいる、こう考えているわけでありませう。

ただ、こうした法的な枠組みの外で、人道的な観点というところから、例えば朝鮮半島出身者の旧民間徴用者等の遺骨の返還にかかわる問題、これについては、先般日韓外相会談でもこちらの方から取り上げまして、この調査を今、日本国内でやっております、夏ごろまでには完了を目指していきたい、そして、遺骨の返還につきましては日韓で協議をして、旧軍人軍属の遺骨の返還を含めて具体的に検討しようということになってきております。

それから、サハリンの韓国との問題につきましては、これも日韓外相会談で触れられて、支援を継続して、永住帰国等、さらなる支援を検討しようということにしてあります。

それから、在韓被爆者支援の問題、これにつきましては、健康管理手当の支給申請に当たり、在外公館でもそれができるようにしよう、在外公館の活用を検討するというので、先般、日韓の外相会談で合意を見たところでございます。

それから、どういふ問題があるかというお問い合わせであれば、例えば従軍慰安婦の問題というものはあるのかと思っております。これについては、アジア女性基金という形で、これが一番普通な方法であろうという判断をしていただいて対応をしてきたところでございまして、

今野委員 今大臣がおっしゃったさまざまなこと、それ以外の問題について、両国またそれ以外の当事者が獲得して、きちんとして処理されているというふうには、なかなか聞いていないと思っております、一つ確認だけしておきたいんです。こういう問題に対処するについて、誠意を持って対処するということが重要であると思っておりますが、そのことでの確認だけしておきたいと思っております。大臣、誠意を持って対処ということが大事ですね。

町村務大臣 当たり前のことだと思います。

今野委員 韓国にシベリア帰風会というのがあります、この会は、日本植民地統治下で強制的に徴兵をされて、終戦と同時にソビエト軍の捕虜となって、三年半から四年半の間過酷な強制労働を強いられ、シベリア抑留員日本人韓国人の方々がかつた会をつくっている、それがこのシベリア帰風会です。帰還者五百名のうち九〇％が既に亡くなっていらっしゃいます、一時五十二名だった会員も、今は二十八名と聞きました。

この方が、一九九九年十月一日、当時の小渕首相に対して、被害者補償要請を行いました。この件について、二〇〇一年の一月二十九日、外務省北東アジア課が回答しております。

一九九九年の十月一日に要請をして、回答が二〇〇一年の一月二十九日です、一年四カ月も過ぎております、これは誠意ある対処の仕方でしょうか。

齋木政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘になられた案件につきましては、確かに帰風会という韓国人の団体が一九九九年の十月に私どもの手元に要請書が届いたわけでございますけれども、これに対しまして、外務省の担当課、外務省北東アジア課というところから、二〇〇一年、平成十三年でございますけれども、一月の二十九日付で回答を差し上げたわけでございます。

文書の中では、私どもは、過去における日本の行為によって近隣諸国の方々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらしたことを深く反省して、二度とこういう不幸な歴史を繰り返さないことを決意している、そして、また、そういったことを累次の機会に表明してきたというところ、それからまた、軍人の俸給の支払い、被害者補償の問題については、一九六五年のいわゆる日韓請求権協定、また関連の国内法によって解決済みであるということ、それからまた、多くの方が耐えがたい苦しみと悲しみを経験されたということは否定できないという事案でもあり、戦争という異常な条件下であったとはいえ、これらの方々も善悪をなめたというところ、なめることを余儀なくされたということ、それらにつきましては、本当に心の痛みを感じたいというところ、これをこの回答文の中でお示ししたわけでございます。

文章自体は、先ほど申し上げましたように、担当の北東アジア課というところできりまして、これを外務省の中の関係部局等々の協議を経て回答を差し上げたわけでございます。

内容的には政府としての基本的な考え方を適切に説明したものだといふふうに考えておりますけれども、ただ、このタイミング、また差出人の名義、これがいかかのものであったかということにつきましては、今となっては考えれば配慮に欠ける面があったということも私どもでも反省しております。

今野委員 私は、こういう要請について一年四カ月もほっておいたことが誠意あるかどうかということをお尋ねしました、大臣、お答えください。

町村務大臣 今齋木審議官がお答えしたとおりでございます、一年四カ月というのはいかにも、回答する文章にいろいろ検討を加えたかもしれませんが、それは幾ら何でも時間がかり過ぎであり、そういう意味で誠意が欠けたという批判は率直に受けなければならない、こう思います。

今野委員 これを反省して、やはりこういふ案件について戦後処理がきちんとして行われていないだけに、こういうところはあるわけでありまして、少なくとも日本国としての誠意といふのをこういうところできり示さなければならないのではないかとと思っております。

それで、内容ですが、これは日韓請求権協定の対象外ですか、確認です。

齋木政府参考人 お答えいたします。

請求権の問題は完全に日韓の請求権協定によって解決済みでございます。

今野委員 この日韓請求権協定というのは一九四五年の八月までのもので、それ以外は対象外であります。

これは戦後シベリアに抑留された方々です、そのことでもう一度確認したいんですが、そういうところからすると、これは日韓請求権協定からは除外、そうじゃないですか。

齋木政府参考人 お答えいたします。

戦争に起因する問題ということで、私どもとしては、入っているというふうに考えております。

今野委員 戦争に起因することによって入っているというふうな、大臣、これについて、期限をきつときちんとして確定をなさいたいと思っております、そんなあるいはないことじゃないでしょうか。

齋木政府参考人 改めてお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、日韓のこの戦争に起因する問題につきましては、一九六五年の日韓請求権協定、それからまた関連の国内法によって完全に法的に解決済みである、そういう認識でこれまで対処してきております。

野野村 ですから、私は再度申し上げますが、これは一九四五年八月までのことであります、対象になるのは、それ以降のことですから、これは対象になるのかもしれないが、きちんと検討する必要があります。もう一度検討してください。では、その答えをください。

齋木政府参考人 お答えいたします。

繰り返しの答弁で恐縮でございますけれども、私どもの立場といたしましては、既に戦争にかかわる問題につきましては、すべて請求権問題は法的に決着済みである、そういう立場でございます。

今野委員 これはそうですと、戦争にかかわることというのはどうも行きませんが、今もって続いているわけです、さまざまな被害は、どこまで行きませんが、今起きていることも全部含まれちゃうんですか、この日韓請求権協定の中に、そんな線の引き方はできないでしょう。

齋木政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返して恐縮でございますけれども、さきの大戦に起因するさまざまな問題、請求権にかかわる問題について、私どもとしては、法的には決着済みである、こういう立場でございます。

今野委員 これは、さきの戦争に起因することはすべて日韓請求権協定の中に入っているんだということが書かれていますか。

齋木政府参考人 お答え申し上げます。

日韓請求権協定、先日と来私が申し上げております五六年の協定でございますけれども、その第二条でございますが、「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全に最終的に解決されたことを確認する。」という条文がございます。

今野委員 ですから、それは何度も同じことをお尋ねしますが、今もって起きている問題についてもこれは日韓請求権協定の中に入らなすかということをお聞かせいただけますか。

齋木政府参考人 お答え申し上げます。

そういう立場でございます。

今野委員 それはおかし、一九四五年八月で終戦をしている、それ以降日本人の国籍を持ってシベリアに送られた人たちに對して何の手当でもしていない、それで、ここで、日韓請求権協定の中に入っているんだと言い切ってしまう、こういうことをしているから日韓の關係というのはうまくいかなかったんです。

今このことについてやりとりをしても時間がないから、しょうがないからほかの質問に行きますけれども、これについてはどう一度検討をさせていただいて、しっかりとその期限を示していただきたい、ぜひ説明をしていただきたいと思っております。

この件について、ぜひこの委員会でも、それではこの日韓請求権協定の対象といふのはどこまでなのかということもきちんとしていただきたいと思います。

赤松委員 畏れ申しの件につきましては、後日理事会で協議いたします。

今野委員 朝鮮人元シベリア抑留者の方々か、こういう形で極寒の地シベリアで亡くなった同胞への思いを深くして、八十を過ぎた方々が一度墓参をしたいという思い、これは痛いほどわかります。

けさの毎日新聞の一面でもありました。これは、多くは日本人の方だろうと思えますけれども、今も、北朝鮮国内に連れていかれて、そしてそこで亡くなった、日本人の遺骨がたぐいそそこに埋葬されているという記事でもありました。恐らくその関係者の方々は、そこに行くと、少な(とも墓参をしたい、遺骨を持って帰ってきたいというふうな)きつと思っているに違いないと思えますけれども、厚生労働省でしようか、シベリアへの墓参事業を行っております。この墓参事業の対象となる方々はどういう方々でしようか。

大橋政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のいわゆる慰霊巡拝というふうにして申しておりますけれども、この慰霊巡拝に参加する遺族の範囲につきましては、原則として、過去に戦没者と生活をともにしていた身近な家族による追悼という考えからいたしまして、日本人である戦没者の配偶者、父母、子供及び兄弟姉妹として実施をしております。

今野委員 大臣、このように墓参事業というのがあつたんです、あくまでも国内の事業なんです、国外に対しては、我が国は、例えば日豪間の根交流計画、これは「第二次大戦時の経験から、依然として従軍関係者を中心に根強く残る反日感情を払拭し、日豪兩國間の相互理解及び友好関係強化を図るために、云々」ということで行う事業を行っているんです、十七年度予算で五百万円ついでいます、日本イギリスに關しても、元戦争捕虜、民間人抑留者関係者を対象として行う事業というのを行っています。これは十七年度三千五百万円ついでいます。日本とオランダについても同じようにこういう事業を行っております。日韓についてはなぜこういう事業が行われないんでしょうか、大臣、お答えください。

町村國務大臣 なぜ今まで行われなかったかということについては私は正確な知識を持っておりませんが、日本人の御遺族については、シベリア抑留されたその御遺族について毎年慰霊巡拝が行われているわけでございます。韓国人の御遺族の慰霊巡拝の可能性、私はあつてもいいんじゃないかな、こう思いますから、よく関係省庁と相談をしてくれてもいい、こう思います。

今野委員 私たちの国は、相手がこだわっていることに余りにもこたえていない、特にアジアとの関係については、そう思います。相手がこだわっていることに誠意を持ってどのようにこたえるかということが大事で、そういう蓄積が日韓、日中あるいは日口の關係になつていく、そして友好関係が築かれていく、それがいいかと思つています。

ぜひ、日韓の友情年の記念事業として、外務省としても、墓参事業等考えていただきたいと思います。

ぜひ、このことについてもう一度外務大臣の明確なお答えをいただいて、質問を終わりにしたいと思います。

町村國務大臣 日韓友情年という形をとるのいいかどうか、そこもよく考えてみたいと思つています。何らかの対応が多分必要なんだろうと思つています。

今委員、日本が誠実に対応してこなかったではないかというお話がありました。確かに、個々のケースを見れば不十分なところもあつたと思つています。

ただ、基本的には日本は国と国との關係で、戦後の賠償でありましたが、あるいは日韓間の協定でありましたが、日中間の協定という形で、まず国と国との關係でやってきた。よくドイツとの比較をされる方がありますが、ドイツはそういう国と国との賠償というのは一切やってない、その分、個人というものに注目してやってくる、それは戦後の処理の仕方がそれぞれ違うということも違つたということも、委員御承知のことと思つています。まずお認めをいただくと、私は、日本が、それぞれの諸先輩が、こうした問題について等閑視し、かつ粗略と扱ってきたということはないと思つております。それは戦後の賠償という形において、あるいは日本の国、国家としての対応を、まずお認めをいただくと、私は、日本が、それぞれの諸先輩が、こうした問題について、

ただ、それだけで済んだわけではなく、道義的その他の面から見てなかなか救われぬ方々もいるということで、例えば一番いい例がいわゆる従軍慰安婦と言われる方々への助成基金というような、まさに主として民間の発意という形で対応するといふ工夫をそれぞれしてこられたわけでございます。

したがって、今委員御指摘の、例えば朝風会ですが、一年何カ月もあつておいた、そういう一つ一つをとると、確かに至らぬ点があつたこともそれは率直に認めた上で、しかし、私は、それぞれの国、それぞれの関係者に対して、日本政府はきちんとやってきたということでは総体としては言えるんだらう、こう受けとめているわけでございます。

今野委員 例はその朝風会の方々ですが、先ほども申し上げましたけれども、もう八十を過ぎている方々、二十八名になってきています。時間はありません。誠意を持って対応していただきたいと思つています。

ありがとうございました。

赤松委員 次、松原仁君。

松原委員 民主党の松原仁であります。

昨年、大変に中国において反日暴動が発生しているわけでありまして、マスコミの報道では反日デモというふうな表現も使っておりますが、あれは明らかに、私は、デモというのを越えて暴動というふうな言うべきだろうと思つております。そこで、まずお伺いいたしますが、中国において今般暴動は発生いたしましたこの反日の暴動、ある種の大衆的なデモ、これに對しまして、日本政府はどのように中国に對してこの暴動を抑えなかつたという点において陳謝を求めていくのか、また日本の公館が破損したりしたことに對してどのような賠償請求を行うのか、その見通しをお伺いいたします。

齋木政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、中国の各地で発生いたしましたデモ活動に伴う暴力的行為、これにつきましては、これまで中国政府に對しまして、我が方からは、陳謝、損害の賠償、加害者の処罰及び再発防止等を要求してきておりまして、外務大臣が先般、先方の李肇星外交部長と会談された十七日の会談でも、改めてこの点については強く申し入れています。

残念ながら、その際に先方の外交部長の方からは、陳謝、損害の賠償について明確な御発言はなかつたわけでございますが、この点は大変に私どもとしては残念に思つているわけでございます。

引き続き、この問題につきましては今後とも、ASEMの外相会合が近々開かれますけれども、そういった外相会合の機会も含めて、さまざまな機会を使って日中政府間で引き続き議論をしていく方針でございますし、引き続き中国側の善処を要求していく、そういう方針でございます。

松原委員 ウィーン条約の第二十二條の二項に、接受国は、侵入または破損に對し使節館の公館を保護するため及び公館の安寧の妨害または公館の威威の侵害を防止するために適當なすべての措置をとる特別の義務を有する、こう書いてあるわけでありまして、

また同時に、ウィーン条約の三十一條の三項には、接受国は、二の規定に従うことを条件とし、領事機關の公館を侵入または損壊から保護するため及び領事機關の安寧の妨害または領事機關の威威の侵害を防止するためすべての適當な措置をとる特別の義務を有すると書いてあります。

これは明らかに、こういったウィーン条約を照らし合わせるならば、中国政府がこの暴動を暗黙了解とか抑止をしなかつたことは重大な責任があると思つておりますが、この点もお伺いいたします。

齋木政府参考人 お答え申し上げます。

確かに、今委員が御指摘になりましたウィーン条約の義務、特別な義務を中国政府、接受国として負っているわけでございますけれども、そのような義務を負っているにもかかわらず、このような事態について効果的な対応をとれなかつたということにつきまして、我々としてはこの点について中国政府の責任を果すように強く要求を中国に對してございます。

松原委員 この問題に對しては、いわゆる海外のメディアも押しなべて中国に對して批判的な記事が出ているわけでありまして、

例えば、アメリカのワシントン・ポストにおいてはこういった記事が載っております。

評論は、中国の都合のいい物語、こういう見出しでありまして、日本の教科書における南京虐殺の扱いが問題なら、毛沢東の狂気の大躍進で起きた飢饉で三千万人が犠牲になったとされることや、一九七九年のベトナム侵攻、このことによって南沙諸島等を中国は領有をしたわけでありまして、こういったことを教科書に記載しない中国に問題はないのか。

さらに、このワシントン・ポストでは、日本では歴史認識問題で延々と開かれた論議がなされ、さまざまな議論、そして教科書も選択可能と指摘、中国では歴史は一種類しか許されず、こういったことが書いてあるわけでありまして、

さらに、これはイギリスのインディペンデント紙によりますと、ここにあるのは、中国はアヘンを持込み込むため戦争をしたイギリスなどに対して余り不平を言わない、こういう記事が載つておたりするわけでありまして、さまざまな国際世論も、今回の中国のこの暴徒に對する対応に對しては、極めて不十分である、こういった認識を持っているんだらうというふうに私は思つております。

この点について、実際に報道官、どうですか、お伺いいたします。簡単をお願いします。

高島政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま委員が御指摘になりましたとおり、欧米のメディアは今回の事態について大変強い関心を寄せております。

この伝え方でございますけれども、もちろん日本の歴史認識の問題といった中国側の主張も伝えておりますけれども、やはり、今回の暴力的な行為をめぐって、なぜ中国がここまでやるのかといったところから、次第次第に、日中關係の深層を、奥のところを探ろうという報道が目立つようになってきていると思つています。

先ほど委員が御指摘になりました二つの報道に加えまして、欧米各国で、例えばフランスでもイギリスでも、もしくはカナダでも、今回の出来事をベースにしながら、特に中国がみずからの歴史についてどのようなことを今まで表に出してきているのかといったようなことを比較する記事も出ております。

こうした点を我々としては注目をして、さまざまな形でもって情報を入手しておりますけれども、時には事実關係を誤って認識したり、また誤解に基づく記事などが出ておりますので、そうしたものが見つかったときには、在外公館を通じて抗議なり、もしくは訂正の申し入れをさせていただいております。

松原委員 まさにそういった意味において、今回の中国のこの暴動に關しては、国際世論も、どちらかというと中国に對して批判的な立場になっていると思つております。

今お話があった、メディアの報道等誤つたものが公開されたり、報道されたりしているものについては、都度、今、公館を通じてこれを指摘している、こういうことであります。

これは、きょうは時間がないので余り深く触れることはできませんが、欧米のマスメディアは、いわゆる三十万人を超す(さん)の死者が発生したと言われる南京大虐殺もしくは従軍慰安婦問題、今、中国もしくは韓国が言うところの従軍慰安婦問題等が存在しているという前提で議論をし、その上で、中国はやり過ぎだ、おかし、こういう論調が多いわけでありまして、私は、この南京大虐殺についても従軍慰安婦問題についても、本来は、そろそろ日本の政府もきちんと検証する必要があるんだらうというふうな思つております。

またまた今、私のところに、この「南京事件「証視写真」を検証する」という書物が出ています。この書物は既に発行されて十萬部出ているわけでありまして、この中では非常に精査なチェックが行われ、例えば、この虐殺事件が行われたのは冬であつたにもかかわらず、その被害者が半そでを着ているとか、さまざまなこともあって、写真に關して言っても、実際どれだけ信憑性があるのか、この書物の中では、証拠として通用する写真は一枚もなかつたということが、この東中野先生の本で紹介されているわけでありまして、

これについてコメントがあれば、一言いただきたいと思つています。

齋木政府参考人 お答え申し上げます。

今委員がお手元をお示しなされた本、「南京事件「証視写真」を検証する」という書物、この二月にたしか発行されたというふうな理解しております。

私も、実はその本を手に入れました、今までに読んではございませんが、非常に多くの写真を非常に詳細にわたつて検証して、南京事件について、東中野修造さんを含む二名の方々が検証の努力をされているわけでございます。政府の立場としてこの本についてどうかということをお尋ねになられますと、その点については、コメントするというのは若干いかながなもかと思つても、ただ、南京大虐殺の問題につきましては、事実關係をめぐっているいろいろな議論が存在しているということも、まさに今の本も示すところでございますが、私は、この本については非常に注目に、さらに読み進めたと思つております。

松原委員 今、齋木さんがこの「証視写真」を検証する、証拠として通用する写真が一枚もなかつたという本を見ている、こういう話でした。

私は、こういったものをきちんと議論して、今、間違つた情報があるときにはそれを正すというお話が高島報道官からもあつたわけですが、これに關して我々も、少なくとも確定的な事実じゃない、例えばアメリカでは四万人と言っている、例えばなかつたという議論もある、そういったことも含め、一方的に、日本がやった、そしてそれが流布されている状況に對しては、きちんとして反論をしなければいけないと思つております。

ただ、私がきょう申し上げたいのは、こういったものを事実であるというふうな、誤解というか、日本がそれに対して異議を申しでないわけだからこれが通つてしまふわけでありまして、それにしても、中国のこの暴徒は問題であるということが国際的にも出てきているわけでありまして、

こうした中で、先般、外務大臣は中国に行つて、李肇星さんとも議論をしたわけでありまして、もちろんこういった陳謝の要求をしたわけでありまして、この陳謝の要求をしたとき、そして相手の反応を簡潔に、外務大臣、お話しいただきたい。それで、報道官、この町村外務大臣が陳謝を求め、賠償を求めたことについて中国の報道機關が報道したかどうか、これは後で報道官にお伺いいたします。

町村國務大臣 四月十七日の日中対談を求め、この問題に關する方から提起されたわけでございます。既に二報大報に於いてございまして、陳謝、損害賠償、再発防止ということで先方に話をいたしました。デモはデモとして、しかし、それに伴う破壊行為はどのような背景、どのような理由があったとしても認められるものではないということを私は申し上げ、中国側は国際ルールに基づいて誠実に対応すべきであるということも申し上げました。

先方からは、中国政府はこれまで日本国民に對して申しわけないこととしましては、これも一たん、中国側の問題は、日本政府が台湾問題、歴史問題、国際人権問題等々を連申したところから、中国の国民の感情を傷つたということにあるのだと、ただ、中国政府は、いろいろな行為というのは法律に基づいて処置している、過激な行為は認めない、法に基づいて処理している、中国の公安当局は中国の日本人、日本企業、日本の公館の安全を確保し、拡大防止に努力をしている、これらもそうやっていくんだ、こういう回答があり、そういう意味では、陳謝、損害賠償という話については先方の触れたところはなかつたということでございます。

高島政府参考人 委員の御質問の後段についてお答え申し上げます。

私は、町村外務大臣に随行いたしまして、中国そしてインドネシアを回つてまいりました。その間、すべて中国の報道に接することはできませんでしたが、私が見た限りでは、日本側から陳謝の要求もしくは賠償の要求をしたということを伝えた中国の報道機關はございませんでした。

ただ、私自身も含めて中国において何人かの報道關係者と話をし、その中で、日本側がこういうことを求めていることを伝えましたし、彼らはそれを承知してまいりました。したがって、記者の段階では知つていても、報道にはあらわれないということが現実なのかというふうな見えております。

松原委員 そうすると、町村外務大臣と李肇星さんのこの会談についてはどういふコメントが入つてたか、報道官、簡単をお願いします。

高島政府参考人 お答え申し上げます。

私が読んだりもしくは目にした中国側の報道は、双方の外務大臣、また、その後のトウケン國務委員との会談について事実關係を報道するとともに、日中關係についての重要性といったようなところには触れたところはございましたけれども、今回のデモに伴う暴力的な出来事、これについて言及をしたようなことはございませんでした。

松原委員 こういふ中で、この反日デモ、反日暴動がこのように拡大した原因というのはさまざまなところがあると思つております。

この理由の一つに、既に外務大臣もどこかで指摘されたという話も伝わっておりますが、中国の反日教育があるというふうなことは私は認識しておりますが、これに對しての見解をお伺いいたします。

町村國務大臣 中国における青少年に對する教育が今回のデモという形で結びつたことといたしましては、これはなかなか難しいものがあるから、こう思います。今回の会談の中で、特にトウケン國務委員との話の中で中国の教育問題ということが話題になったことは事実でございます。

この点につきまして、私の方からは、日本の教科書の内容といたしましては、すべてこれは、戦争を美化したり、侵略を正当化したり、そういう内容の教科書というのはありません、平和な日本をつつていく、そういう内容で検定が行われているということを申し上げた上

教科書の内容というものは、基本的には、これは各国それぞれの国内の内政問題であるという前提の上から、なかつ、中国における愛国教育というものが結果として反日教育ということになっていないかという声が日本国内にはあるんだということを描いたり、さらに、抗日記念館には多くの子供たちが訪れるわけですから、その記念館の展示物の内容が日中友好に資するものかどうかという議論があるわけですが、ぜひこの点についてはしっかりと検討をさせていただきたいということをお願いいたします。私も、そういった記念館のさまざまな展示物の中に事実をねじ曲しているものが仮にあるとするならば、これは日本の外務省としてきちと対応していただくというふうに私は思っております。中国の教科書の問題になつてはありますが、大変に我々の教科書については議論があるわけですが、今私の手元に中国の歴史の教師用教学用書というのがあるわけがあります。これは、書いてみればティーチャーズマニュアル、学校の先生が子供たちに教えるときに、この教える方をしないというティーチャーズマニュアルであります。中国の中学校の子供たちに対するティーチャーズマニュアルであります。

きょうは、理事会の御了解をいただいで、皆さんのお手元にも中国語の原文が配ってあるわけですが、これを翻訳したいという学校の方で御説明をいただきたいと思つて、この六十九ページというのがあると思いますが、六十九ページのところ、このページであります、この真ん中の六番目に書いてあります。これはどういふふうに日本語に訳すかといふは、南京大虐殺の項目では、鮮血滴る事実をもって日本帝国主義が行った中国侵略戦争の残虐性と野蛮性を暴露すること、鮮血滴るといふ表現は、極めて扇情的なリアレンジングな表現であります。教師は教室において、日本の南京における暴行を記した本文を真実に熟読させ、生徒として、日本帝国主義に対する深い恨みを心に植えつけるようにしなければならぬ、日本帝国主義に対する深い恨みを心に植えつけるようにしなければならぬ、原文は年記という言葉です。これはその年の記憶と違つて、年記というには、胸に刻み込む、牢屋に入つて何があつても忘れないうる強烈にというさましいテンションの表現であります。年記として深い恨みを心に植えつけるようにしなければならぬ、これは、深い恨みを心に持たせるという指導を画しているわけがあります。その年の文章は、そのまゝ南京大虐殺の時期と日本軍によって殺害された中国軍民の人数を記憶させなければいけません、これは通常の記憶であります。片方は、強烈に記憶させる。先般の週刊文藝がこの部分を書いておりましたが、あの訳は胸に刻み込むと書いてあります、かな？強烈な表現であります。

それから、八十八ページから八十九ページですが、この部分もあるわけですが、これはかなり、事実を客観的に教えるというよりは、扇情的に教えている部分がたくさんあるわけがあります。きょうは時間の都合で、この八十九ページの三の終わりの部分になります、三つとか最後の(ラ)グラフ、そのまゝ手前くさいになりますか、三の終わりで、ね、その文章は、いろいろなと書いてあるんですが、生徒の思いを刺激して、日本帝国主義の中国侵略の非状に対し、強い恨みを抱くようにしむるべきである、これが中国の学校の先生、ティーチャーズマニュアルとしてそれが載っているわけがあります。私は、これは日本帝国主義という今の日本じゃないというふうには言わなければならないけれども、こういう文章が持つ、この教師用のティーチャーズマニュアルの中に、こういった日本に対して強い恨みを、深い恨みを心に植えつけるようにしなければならぬ、年記として記憶させる。もしは、年記に対して強い恨みを抱くようにしむるべきである、こういう表現が十回、恨みを抱くべきだ、年記として胸に日本帝国に対する怒りを記すべきだ、二十回、こういった強い恨みを抱く、三十回、例えは心にこういった日本に対する深い恨みを植えつける、四十回、五十回、六十回と、何度もこのティーチャーズマニュアルの中でこういうふうな文章が出されたとして、それを、あらはもう国の教科書は一つですから、それに沿つて教師が教える、そうしたときに、私は、これが反日教育の事実ではないかというふうな思つてあります。

これでもって、それでも私は反日ではないという子供が果たして生まれるんだらうかというふうな思つてありますが、大臣の見解をお伺いいたします。
町村務夫大臣 今、委員が中国語の解説をしていただきまして、私は正確に理解をしたかどうかよくわかりませんが、かなりの記述だということに受けとめました。このうちもあるものでは、先ほど申し上げましたトカセン國務委員との話の中で、愛国教育の結果が反日教育になってはいませんかという指摘をいたしました。今、この教師用の手引ですが、こういったものも含めて、本当にどういふことかというのに対して、しるべきでできるか否か形ではやはり先方に伝えなければならない、こゝ思ひます、また、なかなか歴史認識を日中間で共有するのは難しい面もございまして、日中歴史共同研究の可能性を検討しようというところと先方と合意をしたというところも、そうした面については是正ができるのではないかという期待があるからそういう問題提起、委員会設置の提議をしたわけでございます。いすうにしても、それぞれの国の国民感情というものは確かにあるかと思つてもいいかもしれませんが、私も思つては、やはり、中国側に改善すべき点は改善するように求めていることが大切だし、また、逆に日本側においても日本の過去をすべからず美化することではなくて、反省すべきは反省し、ちゃんと自信を持って言うべき点は自信を持って言うというふうな態度というものがそれぞれの国において必要なのはいいのかな、かように考えているところでございます。

松原委員 しかるべし先方に伝えていくということ、私は大事なことだと思うんですね。こういったものに対して、外務省として、私は恐らく今まで研究してこなかったんじゃないかと思つて、ティーチャーズマニュアルのこういったものに、今みたいな強烈な鮮血滴るとか、客観的記述とは違つ、客観的というよりはむしろ扇情的な表現もあるような記述、深く胸に恨みを抱かせるか、こういうものがあつたということを外務省は認識しているんですが、ちょっとお伺いしたい。
高島政府参考人 お答え申し上げます。文化交流部の、最近、総合計画課という名前になりましたけれども、これまで海外広報課というセクションがございました。海外広報課の時代は外務報道官組織の中に入つておりましたので、その間のことについて申し上げますけれども、やはり中国側の教科書がどのような内容になつていくかという点については、実は、外務省の助成を受けておりました民間団体で調査研究をしてござりました。その調査研究の内容は外務省に連絡をいたしまして、ある程度は把握をしておりましたけれども、ただ、個々の教科書なり、それからさらに教師用のマニュアルに集束してごまかすまで研究が及んでいくについては、今は詳しくは存じ上げませんので、調べてみます。

松原委員 本日に友好を高めるには、これは実は、いわゆる中国の愛国教育というものが何年か前から起つてきて、その中心テーマは反日教育ですから、それで使われ始めた、今以前はこういったものではなかったというふうには聞いております。つまり、この段階でやはりきつじやないか、それと近隣の諸国が共存共栄するのは大事ですよ、我々日本も、別に戦争を美化する教科書を使う必要はないんです。事実を確認する必要はあります、南京の問題、南京大虐殺が本当に三十万規模だったのかどうか、その写真がどうか、検証するべきだと思います。これはお願いしたいと思つて、しかし、少くとも、問われるのは、むしろこういった中国のティーチャーズマニュアルも含める、こういったもので無垢な子供たちがずっとこれを教わってきたら、最後はそう思つてしまう、このことの問題点が今日の反日暴動の一番の中心にあると思つております。

ですから、ぜひとも外務省で、こういった中国の教科書についてどういふ記述がなされているのか、中国の教師用マニュアルはどういふ記述がなされているのか、聞くところによると、歴史教科書より算数と国語の方がもっと厳しいという話を私は聞いたことがあります。これをぜひとも検討していただきたいと思つて、大臣、いかがでしょうか。
町村務夫大臣 まず(調査をしてみたいと思つて、
松原委員 そういふ中で、私は、(と)いふわけですが、例えばアメリカが日本に、広島に原子爆弾を落としたり、我々は、アメリカが広島に原子爆弾を落したということについて、アメリカのこの非状に対して強く恨みを抱くようにしむるべきであるとか、深い恨みを心に植えつけなければいけないと、教師は教えないでいいんです。

明らかにこれは、しかも愛国主義教育の名のもとで始まったこれは、日本はそんなことは、いや、原子爆弾の記述だってそれは、ほかの国々も日本がもっと糾弾しているだろと思つて、教科書のいろいろ比較研究すると、ほかの国の教科書の方が原子爆弾のことを文句を言っているんですよ、ところが、日本というはそうやってざらりとやる国民なんですよ、これはどういふことが、事実の確認と教師の指導の仕方とか、この辺についてきちと検証していただきたいと思つて、時間がありませんので、そういう中で、最後の質問になります、今、大変に今回の中国の暴動は多くの悲惨な状況と与しているわけですが、日本の企業が看板を隠すような状況、日本軍に乗つていけば、その人間が日本人でなくても暴徒に襲われるような状況、そういった状況が今起こっているわけですね。

こういうことで、私が申し上げたいのは、仮に今回のようなことがもう一回スカレートして発生した場合、日本企業に対して、邦人企業に対して、それは一番強烈なのは引き揚げとかそういう警告があるわけですが、こういうことがあつた場合にどういふふうな行動をするつもりか、また中国に対してどういふペナルティを与えるつもりか、お伺いいたします。
高島政府参考人 邦人企業との関係でございまして、私も、私も今鋭意やっていることは、できるだけ情報収集するのと、それから邦人企業と中国の間ではできるだけ連携を緊密にして、お互いに最新の状況、それからお互いに注意すべきことの確認、そういうことで対応しております。これからは最新中国の動向をお互いに情報交換し、要すれば会議等を開いて留意事項等を確認してまいりたいと思つております。

松原委員 私は、本日にスポーツを愛好する人間であります、よく泳いでいるんですよ、私は、それはないとして、日本の企業が看板を隠さなければいけないとか、邦人が厳しい環境になるとか、日本人の身の安全が図れない状況が仮に到来した場合に、私はスポーツといえども検討する必要があるというふうな思つておられるわけですか。
中国は二〇〇八年に北京オリンピックを開催した。こういうふうなことになるわけですが、私は、オリンピックは大事だ、スポーツは大事だと思つておりますが、果たしてこういうウィーン条約にも全(も)って拒絶する、ウィーン条約の在外公館を守るということも全(も)って拒絶する中国のこういう暴徒がこれだけ野放しになつて、インターネットを使ってどんどんとまだやってくる、こういうふうな状況の中において、再発を、エスカレートした場合は、北京オリンピックの開催地を、IOCに言つてほかの地域にするべきだということすら私は提訴するべきだと思つて、外務大臣、答弁をいただきます。

町村務夫大臣 先般のトカセン國務委員との話の中で、日本国内に北京オリンピックがポイコトという話がある、……(松原委員)ポイコトじゃ、場所を変えろ、と呼ぶ場所がどうか知りませんが、そういう意見があるやに聞いている、先方からそういう日本政府の考えなんですかという発言がありました。ありましたので、私は直ちに、そういう考えは日本政府にはありませんと申し上げておきました。ただ、こうした激しい破壊活動が相次ぐようでありまして、先般、昨年で、サッカーのアジア杯の際の騒動もありました。こういうことが、国際社会の中で、果たしてオリンピックが開催できるか、大変これは皆さん心配になるんですよ、そこをよく考えていただきたいというところは私はトカセン委員には申し上げておりました。

したがって、オリンピックの開催地を変えろとかポイコトという話が今委員からございまして、今、日本政府にはそういう考え方はございせん。
松原委員 私は、外交は必ずしもカードというのを持っていかねばならないと思つて、再発防止というのは極めて重要ですよ。このことによつて、五、四運動もやがてやります、五月四日もやります。こしはさまざまな、日本に勝つたといふ六十周年記念と中国は言っているわけですね。

国が抑えよう抑えまいが、これ以上中国の暴徒が邦人に対して危害を加える、もしくは邦人関係の企業に対して危害を加える、そういう状況があつた場合は、オリンピック開催地の問題も国内の大きな議論が出てきてわかりませんというぐらいのことを中国のトカセン大臣に、私は外務大臣として政府は邦人に対してを考へていませんと即答する必然性はなかったと思つておまして、まあ、言つてしまつた言葉は戻ってきませんから、しかし、私は、そういうふうなことをきちと外交上担保しておかなかつたら、次に起こつたときに我々は何もまた言えないことになつて、

今言った、もうこれは何年かのすまじい反日教育の成果としてこういうものが出てくる以上、それはいつてどこでやらかわかない、中国政府というのは共産主義の国ですから、あの法輪功取り締まりのときはすこつたんです、あそこは、法輪功の取り締まりのときは意味のない者もどんどん捕まえて、今回は暴徒を捕まえたい、これは完全にダブルスタンダードですよ。私は、そういう意味において、今回このこと、再発防止も含め、我々はきちと強く表明して、国際社会で、日本というは争訟能力のない国だという話になつてしまつたら私は思つ、

そういう意味では、既に言つてしまつたことであるが、私は、この辺もやちと頭の片隅に置いておかなければ、外交は日本にどうして成功しないだろうと思つておられます。さらには、国際世論、既にさまざまなワシントン・ポストにしてヘラルド・トリビューンにしても、さまざまなイギリスの報道にしても、ドイツ、フランスの報道でも、当初と違つて、事件の状況の中で、中国に対して批判的になってきているという状況の中で、我々はきちと、やちとやちとで、ウィーン条約に違反していることをやちとに対してなし崩し的に終わつてしまつて、あの中国の原子力潜水艦のときじゃないですか、終わつてしまつて、それでは私はいかぬらうと思つておられます。ぜひともその辺、厳しい、鋼鉄のような毅然とした外交を心よりお願い申し上げます、私の質問といたします。

以上です。ありがとうございます。
赤松委員 長、赤松政賢君。
赤松委員 日本共産党の赤松政賢です。きょうは、航空機墜落の事故に関する日米地位協定、そして今度新しく(四月一日に)ガイドラインを発表いたしました、その問題について質問いたします。昨年あの菅天間のヘリ墜落のとき、一番国民の強い批判を受けたのが事故現場での統制の問題です。その後、日米間で協議をして、四月一日に日米合同委員会(合)で合意をされたというところでございます。私は、今回合意されたガイドラインにはさまざまな問題が含まれている、このように考えています。きょうは、墜落などが起きた場合の米軍の公有地、私有地への立ち入りの問題について聞いていきます。今回のガイドラインによると、米軍は、「事前の承認を受ける暇がないときは、公有地、私有地へ立ち入り許される、このようになっています。ところが、外務省がそのガイドラインにつけてきました英文の方を見ますと、ウイズアウト・ブライアー・オーソリティー、つまり事前の承認なしに立ち入り許される、こういうことになっているわけですね。

政府の訳では、事前の承認を受けるのが原則であり、その承認を受けるいとまがないときに限り立ち入り許される、このようになるわけですが、ところが、英文によると、そもそも原則として事前の承認を得ないといふことになつていまして、日米間の合意というのはいつて一体どういふことか、外務大臣、

町村務夫大臣 お答えいたします。御指摘のありました四月一日、日米合同委員会(合)で合意をいたしました航空機事故に関するガイドラインでございます。その中にあつて、公有地または私有地への立ち入りの件でございますが、その合意のところ、もう御存じかと思つても、改めて読ませていただきます、「日本国政府の職員又は他の権限ある者から事前の承認を受ける暇がないときは、合衆国軍隊のこれら代表者は、必要な救助・復旧作業を行う又は合衆国財産を保護するために、当該公有地または私有地の財産に立ち入ることが許されるという規定でございます。なる、私も、それは必要ないわけでもないわけでもないわけでもない、事前の承認を受ける暇がないとき、この状況に限定して、その場合には立ち入ることができるという規定になっておるわけでございます。

赤松委員 いや、それはないといつても、実際に英文の訳では、事前の承認なくして、これ以外に訳のしようがないわけですよ。しかし、日本語で、日本で皆さんがやったものは「事前の承認を受ける暇がないとき、これは明らかにそごごいまして、そこがあるから、どうなんだというところを、そこを聞いておきたいわけですよ。

町村務夫大臣 日米間で合意していることは、原則としては事前の同意を得る、しかしそういうことができない場合には事前の同意を得ること(立ち入ることができるという理解でございます。赤松委員) その事前の同意を得るいとまがないときというのは、先ほど私が読み上げました英文の部分、そこにどんな言葉として出てくるんですか。
町村務夫大臣 お答え申し上げます。英文としては、ウイズアウト・ブライアー・オーソリティーということを書いてございます。

赤松委員) ですから、どこに「事前の承認を受ける暇がないとき、つまり「受ける暇がないとき」という時間的な問題を指す言葉が英語に出てきますか、それを聞いておられますよ。
町村務夫大臣 英語の単語(語)として明示的な単語はないけれども、考え方としては、原則として事前の同意を得る、しかし、その時間が、いまがない場合には事前の同意なくして立ち入ることができるという考え方でございまして、これは、この合意の正文自身から、それとも皆さんが出した日本語ですか、どうなつて、
町村務夫大臣 正文自身は英語で書かれてございまして、

赤松委員 正文が英語であれば、英語のとおり、読んで字のごとく「暇がないとき」というのは英語にはないということをおなは認められた。やはり合意というのは、いわゆる事前の承認なくして事故現場に米軍が立ち入ることができる、そのとおりじゃないですか、私が合意じゃないですか。
町村務夫大臣 繰り返しの答弁になりましたし申し上げたわけですが、この件につきましては、日米間で種々議論をした上で紙に上つておるわけでございますけれども、その種々の議論の経過も踏まえて御説明申し上げます、それは同意を得た上で行うのが原則ではある、ただ、時と場合によつて、そういう時間がない、しかし人命の救助もしくは現場の保護、もしくはその他の人たちが現場に近づくとよる危険をできる限り除去してはならないという中で、そのいとまがないときには、許可を待つこと(立ち入ることができるという規定を設けたものでございまして、

赤松委員 北米局長はこの間から、答弁に詰まる同じ答弁を繰り返して、それで何か事が済むかのように感じておられますけれども、正文が英文で、英文には「受ける暇がないとき」という単語は一切出てこない、しかし、日米間のさまざまな協議で、意味はそういうことなんですよ、そんな意味のわかない話なんかないですよ、外務大臣どうですか、それは、外務大臣、
町村務夫大臣 恐縮ですが、英文が今私の手元にございせんから、ここでお答えをさせていただきます、ここでお答えをさせていただきます、局長が答弁をされているんだから、私は局長の答弁どおりと理解をしております。

赤松委員 私、英文も外務省からもらったものでございまして、局長も同じよこと言っているんですよ。手元に英文がないんですから、それでは次に、私、これは、この航空機事故に関する日米間の合意の問題は、地位協定十七条、私協定十七条の改正の段階からずっと続いているわけですね、それで、私、ここに昭和二十九年二月発行、最高裁判所事務総局が出した本を持ってまいりました。日米行政協定第十七条の改正および連軍に対する刑事裁判権の行使に関する協定です。この四十六ページに、これはその合意を解説しているわけですが、「合衆国軍用機の事故現場における措置」ということになっております。この「合衆国軍用機が合衆国軍隊の使用する施設又は区域外にある公有若しくは私有の財産に墜落又は不時着した場合には、適当な合衆国軍隊の代表者は、必要な救助作業又は合衆国財産の保護をなすため事前の承認なくして公有又は私有の財産に立ち入ることが許されるものとする。」これは、最高裁判所のいわゆる事務総局が地裁や高裁にあつて、地位協定というのはいかに解釈するんだという解説ですよ。その本であります。

ここには、いわゆる事前の承認を得ること(とは)書き書いておられます、行政協定が見直されてた時期の政府の文書にはそうなつておるんです、英語もそうなんです、英文もそうなんです。表現を変えればどこか、外務省の文書だけじゃないですか、皆さん、事前の承認を受けるいふのがないという国民向け、国会向けの表現であつて、実際には、そういう事前の承認を得ることなく(米軍は)事故現場に立ち入ることができる、このような合意を結んでいたというところをあらわしているんじゃないですか、この本なんかを見て、日本語でもそう書いてあるんですよ、大臣、どうですか、

町村務夫大臣 この委員が御指摘された昭和二十九年の文書、これはちゃんと私手元に持ってございまして、それで、これについて確たることをこの場で御説明することは差し控したいと思います、日米合同委員会の合意で、刑事裁判権に關する事項第十項(の)4の1)がございまして、これについて読ませていただきます、「合衆国軍用機が合衆国軍隊の使用する施設又は区域外にある公有若しくは私有の財産に墜落又は不時着した場合には、適当な合衆国軍隊の代表者は、必要な救助作業又は合衆国財産の保護をなすため当該公有又は私有の財産に立ち入ることが許される。」というふうな規定になっておるわけでございます。

赤松委員 それでは、北米局長、ここまでおっしゃるのであれば、誤解の余地がないように英文を直したらどうですか、英文を直すように米國と交渉したらどうですか、

こんな二本立ての説明ができるようなものを持って、アメリカは事前の承認を得ないでも現場に入るという理解を、日本側は、外務省は国民向けに事前の承認を受けることまがないときだけ入らんだという言い方を、こんなで国民が日本の外交を信じられますか、英文を変えるべきですよ、外務大臣、どうですか、外務大臣答えてくださいよ、これ、外国交渉の問題なんですから、北米局長はまた同じ答弁なんだから。

町村務務大臣 申しわけございません。重なるので答弁になりますけれども、我が国の、我が政府の考え方として、原則として、墜落した場所の管理者の承諾を得た上で立ち入るべきであるというのが、これは当然の原則であるという考え方でございます。合同委員会合意において、ウイズアウト・ブライアー・オーソリティーという表現が用いられているわけでございますけれども、事前に承諾を得ることができない場合にはそうするべきであるという、その立場には何ら変わりはありません。

赤松委員 その単語のどこから今北米局長が答弁したものについては出てこないのに、いわばもうまさに牽強附会というか我田引水というか、自分たち都合のいいように解釈してごまかしている。まさにごまかして、皆さんが合意したのは、事前に承認を受けるいまがないときではなくて、事前の承認を得ることなく(原則として)入れるというように合意を結んで国民に隠しているということが強く指摘せざるを得ません。それで、ガイドラインはそこだけが問題じゃなくて、ほかにもいろいろあるんですね。現に、これは何だというようにもなります。その一つが、いわば墜落または不時着という部分であります。

今回のガイドラインというのは、基本的にはそういう行政協定の時代のものを踏まえております。これまでは、米軍が公有地、私有地への立ち入りを許され得るケースとして「墜落又は不時着した場合」というのを挙げていたわけですね、ところが、今回の規定を見ると、「墜落又は着陸を余儀なくされた場合」と変えられているわけです。

「不時着」ではなくて「着陸を余儀なくされた場合」、このようにしたのはなぜですか。

河相政府参考人 御指摘の点でございますが、墜落したというケースははっきりしていると思いますが、不時着ですけども、着陸を余儀なくされた際ということの中には、不時着とあわせて、予防着陸というケースもあり得ようかと考えております。

赤松委員 つまり、不時着も入れて予防着陸。非常に広い概念になったように思いますけれども、予防着陸というのはどういうことですか。

河相政府参考人 お答え申し上げます。

基本的に、予防着陸というのは、私が理解している範囲において御説明をさせていただければ、計器等が示すシグナルによって、事故ではないけれども、仮に事故につながる可能性がある、例えば機器の不備を示すようなシグナルがあって、事故を防ぐために着陸をした方が安全であるというような場合に予防着陸をするというふうに理解しております。

赤松委員 今まではそういう事故現場に米軍が勝手に立ち入ることができるのは墜落、不時着だった、ところが、今度は予防着陸まで広げている。この間も横浜でありました。静岡でもありました。沖縄では基地内であったとはいへ頻繁に起こっています。とみに、横浜から東富士への演習の往復の中で予防着陸というのが相次いでいる。そういう中で、そういうところまで、米軍がそれが起きたときには事故現場に勝手に立ち入りすることができるということになるんじゃないですか、いかがですか。

河相政府参考人 お答え申し上げます。

このガイドラインを米側と協議をするに当たりまして、私どもが考えた基本は、予防着陸のときも含めて、仮にそういう事態が起こったときに現場での安全確保に最大限努めるということが必要である、そしてそのための手続きをきちと決めておくことの方が適当であるということで、このガイドラインには墜落それから予防着陸をあわせて含めてあるという考え方でございまして、これによって、不幸にして事態が発生したときの安全確保がより図られるという基本的な考え方に基づくものでございます。

赤松委員 私、このガイドラインについて質問をしてみましたけれども、一番国民の批判が強かった。米軍が墜落事故を起こして、その現場を米軍が勝手に封鎖し日本側を排除する。この問題について、今回のガイドラインについて何にも改められていなければ、逆に、英文、日本語、正文である英文とは違うような説明を繰り返して国民の目をごまかそうとしている。それから、その対象についても枠を拡大している。

これは実質上、普天間のヘリ墜落に準んだガイドラインではなくて、これを契機にさらに一層アメリカ奇りに対米追迫を深めたガイドラインになっているということを指摘しまして、質問を終わります。

赤松委員長 ちゃんと速記をとめてください。

(速記中止)

赤松委員長 速記を起してください。

次に、東門美津子君。

東門委員 社会民主党の東門です。

大臣、お疲れのところ本当に大変でしょうけれども、あと十二分間ですから、よろしくお願いいたします。きょうの時間は十二分となっております。

三月三十日の当外務委員会において、私は、世界じゅうで三つしかない海兵隊機動展開部隊の一つが沖縄に駐留している理由をお尋ねしました。

その際、町村務大臣は、なぜ沖縄にだけ一か所海兵隊があるのか、ほかにも、どこでもいいんですけれども、例えばヨーロッパやアメリカならにせぬいいのかと問われても、それに私は今的確にお答えする立場にはないわけでございますとした上で、大変興味深いお尋ねでございます。重要なお尋ねでございますから、そのうちに機会を得て、米軍に確認したいと思っておりますと述べられましたけれども、米軍に確認をされたでしょうか。

町村務務大臣 申しわけありませんが、しかるべき米軍の方とまだ、最近会うチャンスもございませんので、聞いておられます。

東門委員 それでは、ぜひなるべく早くうちに確認をしていただきたいとお願ひしております。

次にですが、四月十四日の参議院の外交防衛委員会では、海兵隊すべての県外転駐が可能とする学者の提言に関連して、大臣は、沖縄の海兵隊の抑止力というものは大変大きなものがあると、私どももそう理解をいたしておりますので、沖縄海兵隊がすべて海外に行くという事態は、私のお知見の範囲でそういう状態というのは、近い将来想定できませんと述べられています。

稲嶺沖縄県知事をおめ、沖縄県民が海兵隊の撤退を要望している中で、外務大臣が海兵隊の海外転駐を明確に否定されたのは、それは我が国と米国の間の共通の認識に基づくものであるかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

町村務務大臣 先般の2プラス2を受けまして、沖縄の海兵隊を含む米軍の兵力構成見直しの具体的議論が今さまざまな形で行われているところでございます。したがいまして、海兵隊が、例えば地元の皆さん方が言っておられるように、県外あるいは海外にといた可能性が私は全くないと言ったつもりもございません。ただ、たしか御質問の趣旨は、すべて海兵隊が沖縄にいないという事態があり得るのかという点をお尋ねであったものだと思います。それはなかなかないんじゃないのかなと思ってお答えをいたしました。ただ、現状、今議論をしている最中ではございませんから、余り判断を持って申し上げるべきではないのだろう、こう思います。

いずれにいたしましても、先ほどの米軍の確認も含めて、今いろいろな議論をしている最中ではございますから、もう少しこの辺の議論が、両国間で合意ができる段階には、またそうした理由を含めて、きちんと沖縄県民の皆様方には、その必要性等々があればそうしたことを含めて説明責任は果たしていかなければいけません、かように考えております。

東門委員 その説明責任、私は、町村務大臣にはその点は期待したいと思ひますので、ぜひよろしく願ひいたします。

三月の二十八日付に渉外知事会が行われました。その場で、外務省、防衛庁との意見交換があったようです。その後、町村務大臣と稲嶺知事が個別会談を持たれたという報道がございました。

その際、大臣の御発言として、知事に対して、御要望のとおりにはいきませんがというような御発言があったと報じられておりますが、知事の御要望、大臣が御要望のとおりにはいきませんがと言ったその御要望は何であると大臣はお考えなのでしょうか。知事の要望は何なのかという点。

町村務務大臣 ちゃんと申しわけありません。渉外知事会の席に稲嶺知事がお出になり、稲嶺知事の方からいろいろなお話があったことは、文書も残っておりますが、その後二人きりになって話をした記憶というのは、今正直言って定かにございませんし、ましてその場で何か具体的ことをきかせんよとかできますよとかいようなお話をした。率直に言って私は記憶が今ございません。

東門委員 そうですか、いや、報道では確かに、その知事会の後お二人が向かい合つてその話があった。御要望のとりにはいきませんがというような町村務大臣から言われて、それと続いて、県の姿勢に対しての牽制がもしれませんが、県はオール・オア・ナッシングになっていないかという発言もあったやに報道されているんですが、それも御記憶ございませんか、オール・オア・ナッシング。

町村務務大臣 申しわけございませんが、私もだんだん記憶力が衰えている部分もあるのかもかもしれませんが、正直言って記憶にございません。

東門委員 きっと今、ど忘れておられるのであれば、ぜひ思い出していただきたい。ないことが報道に出てくるということはないと思ひます。

実は、これは何人かの記者の皆さんから聞いておりますので、ぜひこの点はまたお聞きしたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

米軍兵力構成の見直しと政府が行っているときに、必ず出てくるのが抑止力の維持と負担の軽減、その両方の観点から見なけりゃいけないという発言がもうたびたび、毎度のように出てくるわけですが、私は、前外務大臣の川口大臣にも何度もお聞きしました。でも、政府が考えている負担の軽減が何であり、どの負担をどのように軽減しようとしているのか、全然私たちには見えません、これまでも見えてない、これからいつ見えるのかわからないのですが、その件で、米軍再編の中でのような負担をどのように軽減していくという議論はなされるのでしょうか。

河相政府参考人 御指摘のとおり、現在の米軍の再編、見直しの協議、これは二つの柱、一つが抑止力の維持、もう一つが沖縄を含む地元の負担軽減。この具体的な負担軽減、これは場所場所によって形がいろいろあるかと思ひます。

この場で一概に申し上げることは難しいと思ひます。私もとしては、個々の施設・区域、基地で、その地元の方が負っておられる負担はいろいろの着目しつつ、それをどうやって少しでも減らせるかという努力を重ねていく方針でございます。

東門委員 今の北米局長の答弁を聞いています。何か私どもではないような感じですね。そういうふうに関心あるんですが、実際議論はしている着目ですか。こういう負担が、私、よそのところはよははわかりません。厚木にもあるようなのが沖縄にもある、横須賀にもあるようなのが沖縄にもある。そういうのを知っています。でも、そういうものが個別具体的になくても、トータルで見たら、はっきり負担というのがどういものであるかというのは政府は持っているはずなんです。その軽減を、どの部分をどうしているかという話(らしい)は出ていると思うんですが、それもないんですか。

河相政府参考人 例えて申し上げれば、厚木等々あれば、飛行機の騒音の問題というもございます。それから、沖縄でもありますように、航空機が飛び込みに対して住民の方が持っておられる不安、懸念というものがあると思ひます。それ以外にも、やはり、基地が非常に大きい区域を占めているがゆえに都市計画等々が進まないという部分もあるかとと思ひます。いろいろな形で、複合的にあるときもあつちし、基地によってそれぞれの負担の性格が違うところもあると思ひます。米側との間では、個々のケースも念頭に置きながら議論はしておりますけれども、その具体的内容は今議論中でございますので、ここで御説明することは差し控えたいと思ひます。それについては、地元の方々が負っておられる負担、これはいろいろな形があるけれども、これをどうやって少しでも減らすかというので米側と鋭意話しているところでございます。

東門委員 やはり、何も出てこないのかなと思ひます。

次に伺います。

抑止力の維持という言葉もよく出てきます。その抑止力とは何に対する、だれに対するというのか、どこに対するというのか、私ども言うていいかわからないけれども、何に対する抑止力でしょうか。

河相政府参考人 抑止力の点でございますけれども、これはどこかの具体的な国なり何かを念頭に置たいりょうも、ともかく日本の安全をどうやって守るか、そして極東の平和と安定をどうやって守るか、そして、要するに、基本的に概念としてあるものは、日本の安全を脅かそうとするものが仮にどこかで出てきたときに、それまでもって出てこないようとする。そして仮に出てきたとしても、そういう試みというのが成就しないというが現実化しないというための備えとしてが抑止力というふうに理解しております。

東門委員 抑止力についてはもう少し時間を得てまた伺いたいと思ひます。

次に、二月八日付の産経新聞及び三月二十八日付の朝日新聞は、普天間飛行場に駐留する米軍を分散移駐した上で、平時は自衛隊が管理をし、有事の際には来援した米軍の使用を確保しようとする案が政府内で検討されていると報道しています。しかしながら、沖縄県民が求めているのはあくまで普天間飛行場の全面返還であり、普天間飛行場を自衛隊基地として残すことは、県民の願っていることは異なります。稲嶺知事も四月十五日の定例記者会見で、これらの報道について、日米の基本合意は返還だ、あくまで返還を主体に考えるべきだと述べられました。

このようの中で、四月十九日付の地元紙は、防衛庁首脳が普天間飛行場移設問題を、必ず動かし、返還に返還させると述べた上で、この報道されている案を検討にも値しないと切り捨てたと報じています。この防衛庁首脳とはどなたのことかはわかりませんが、沖縄県民にとってはまことに心強い発言だと思われまます。

そこで、外務大臣にお尋ねいたしますが、この普天間飛行場の管理権を自衛隊に移管することが沖縄の負担軽減になるとお考えでしょうか、御見解をお伺ひします。

町村務務大臣 先ほどほかの方の御質問にもお答えしましたが、一つ一つの、いろいろ報道が出ることについて一々のコメントはもうしないこととしておりますので、仮に立った御質問にお答えするのはこの際控えさせていただきます。

いずれにしても、この普天間飛行場の移設、返還、これは、S A C O最終合意の着実な実施が在日米軍の安定的な駐留のために重要である旨、これは2プラス2でも確認をしたわけでございまして、この確認の中には普天間飛行場の移設、返還も当然含まれる、こういう認識に立っております。

私も、この普天間飛行場、事故からしばらくたっておりましたが、現実に見解をいたしまして、市街地の真ん中にあるというところで、一日も早く(周辺住民の皆さん方の不安を解消したい、こう考えておるわけでありまして、この普天間飛行場の早期の移設、返還に向けて全力で取り組んでいきたい、かように考えているところであります。

東門委員 ありがとうございます。終わります。

赤松委員長 次に、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件の二件を議題といたします。政府から順次趣旨の説明を聴取いたします。外務大臣町村信孝君。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件
(本号末尾に掲載)

町村務務大臣 ただいま議題となりました国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。この議定書は、平成十二年十一月にニューヨークで開催された国際連合総会において採択されたものであります。

この議定書は、人身取引を防止すること等を目的として、人身取引に係る一定の行為の犯罪化、人身取引の被害者の保護、人身取引の防止措置、国際協力等につき規定するものであります。我が国がこの議定書を締結することは、人身取引に効果的に対処するための国際的な取り組みに寄与するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

次に、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この議定書は、平成十二年十一月にニューヨークで開催された国際連合総会において採択されたものであります。この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等につき規定するものであります。

我が国がこの議定書を締結することは、移民を密入国させることに効果的に対処するための国際的な取り組みに寄与するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

以上二件につき、何とぞ、御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

赤松委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十五分散会